

資料 1

LPガスの商慣行是正に向けた 制度改正と実効性確保策

令和6（2024）年12月19日

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

LPガスの商慣行是正に向けた取組状況（全体像）

制度整備

液石法施行規則の改正（2024年4月2日公布）

（1）過大な営業行為の制限（2024年7月2日施行）

- ① 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- ② LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

（2）三部料金制の徹底（2025年4月2日施行）

- ① LPガス料金を請求する場合、基本料金、従量料金、設備料金に分けて通知することを義務付け（設備費用の外出し表示）
- ② 電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- ③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

* 上記①は新規契約・既存契約ともに適用。
上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）

（3）LPガス料金等の情報提供（2024年7月2日施行）

- 賃貸住宅の入居希望者に対するLPガス料金等の事前提示の徹底
 - － 入居希望者から直接要請あった場合の対応義務
 - － 不動産関係者を通じた情報提供努力義務

取引適正化ガイドラインの改正（2024年7月2日改正）

* 上記規律の趣旨・目的、問題となる行為や望ましい行為の具体例や考え方等を記載。

運用・解釈通達の改正（2024年7月2日改正）

実効性確保に向けた今後の取組

● 監視・通報体制の整備、厳正な対処

- ・ LPガス商慣行通報フォーム（2023年12月1日開設）に寄せられた情報の活用
- ・ 規制当局（国・自治体）による監視・執行体制の整備

● 関係省庁と連携した取組

- ・ 不動産関係者・建設業者への周知・対応要請【国土交通省】
- ・ 消費者・消費者団体等に対する周知啓発【消費者庁】
- ・ 市場監視・モニタリング【公正取引委員会・国土交通省・消費者庁】

など

● 公開モニタリングを通じた継続的な市場監視

- ・ 有識者や消費者等の市場関係者が集まり、商慣行の是正状況について確認・議論。更なる制度見直しの要否も検討。
 - ✓ 通報フォームに寄せられた情報、事業者による自主取組宣言の実施状況、三部料金制の適用割合等のフォローアップ調査結果、関係省庁と連携した取組状況等について確認・議論
 - ✓ 大手LPガス事業者による取組状況のヒアリング
 - ✓ いわゆる「貸付配管」をめぐる取組状況や課題の有無等についてモニタリング

など

事業者による自主的な取組

● 商慣行見直しに向けた取組宣言

- ・ 消費者に対し、事業者による商慣行是正に向けた法令遵守等の姿勢を見える化（公開モニタリングや取り組み等において宣言内容を活用）

1. 問題の所在

～ いわゆる「無償貸与」や「貸付配管」と“消費者被害”
と呼ばれる課題

2. 制度改正の内容

- ・ 3つの課題と3つの改革、改革の狙い
- ・ 取引適正化ガイドラインの概要

3. 実効性確保策

- ①通報フォーム、②執行体制整備、
- ③関係省庁との連携（不動産関係者や消費者への対応）
- ④自主取組宣言、
- ⑤市場監視・モニタリング

4. よくある質問に対する考え方

LPガス業界における商慣行～いわゆる「無償貸与」や「貸付配管」

いわゆる「無償貸与」

- LPガス事業者が、オーナー等に対し、ガス器具に加え、エアコン、インターホン、Wi-Fi機器等の様々な設備を無料で提供し、後日、その費用を消費者からLPガス料金として回収するといった商慣行。近年では紹介料やガスボンベ置き場の賃借料等のかたちでの利益供与事例あり。
- LPガス事業者は、賃貸集合住宅の入居者とのLPガス販売契約を確保することができる。
オーナー等は、家賃を安くして、入居率を上げることができる。

- ✓ 消費者に対する**不透明なかたちでの高額なLPガス料金請求**
- ✓ 入居後に高額なガス料金と知ったとしても引っ越すのは難しく、**その料金を受け入れざるを得ない**

いわゆる「貸付配管」

- LPガス事業者が、建物内のガス配管の所有権をもったままLPガスの供給を行うといった商慣行。
- LPガス事業者は、ガス配管の所有権に紐付けたかたちでのLPガス販売契約の**囲い込み**ができる。
建設業者は、ガス配管の費用分、建物を安く販売できる。

- ✓ 不透明なかたちでのLPガス料金請求
- ✓ 消費者等が**LPガス事業者の切替えるにあたってトラブルが生じやすい**
(違約金請求、裁判等)

【前編】LPガス料金を影響？訴訟になるリスクも？知っておきたい、「LPガス」の商慣行

https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/lpgas_business_practice.html

【後編】LPガスの契約を透明化！私たちにも影響する、法制度改正の中身とは？

https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/lpgas_business_practice_02.html

【参考】「無償貸与」の経緯と課題

【無償貸与の経緯】

- いわゆる「無償貸与」は、LPガス事業者がガス販売契約を目的として、賃貸集合住宅のオーナーや建設業者等に、ガス給湯器やガスコンロを無償提供したことが始まりと言われている。
- その後、エアコン、インターホン、Wi-Fi機器、防犯カメラ等といった様々な製品も、LPガス事業者が自らの意思または不動産関係者の要求に応じて費用負担し、後日、LPガスの料金として当該費用が入居者から回収されるという商慣行に変化してきた。
- また、近年は、オーナーや建設業者等からの無償貸与の要求を断るとLPガス供給を受注できなくなる事例や、エネルギー間競争が進む中で、LPガス事業者側から積極的に無償貸与をオーナーや建設業者等に提供し、営業攻勢をかけている事例もある。

【無償貸与がもたらす課題】

- ① LPガス事業者が、オーナーや建設業者等の不動産関係者に対し、多くの設備・機器等について無償貸与として費用負担し、その費用をLPガス料金に上乗せする場合、その物件のLPガス料金が値上がりする。賃貸集合住宅の消費者は、当該集合住宅を所有又は管理するオーナー等があらかじめ選択したLPガス事業者との間でLPガスの販売契約を締結せざるを得なく、入居した後にLPガス料金を知ることが多い上、料金に不満があっても受け入れるしかないという状況にあり、事実上、消費者には選択の機会が無い。
- ② 無償貸与として様々な設備・機器等の費用負担ができないLPガス事業者は、オーナーや建設業者等の不動産関係者から契約を断られるという取引構造により、LPガス料金の多寡ではなく、無償貸与の大きさと賃貸集合住宅へのLPガス供給契約が決まり、それが消費者の利益につながらない場合もあるという歪みが発生している。

【参考】「貸付配管」の経緯と課題

【貸付配管の経緯】

- 「貸付配管」は、戸建て等の建築の際に、工務店・建設業者が提携しているLPガス事業者が屋内配管工事をさせた上で、配管工事費は住宅建築費には含めず、LPガス事業者が配管の所有権をもったままで、LPガスの供給を行うという商慣行である。
- 貸付配管は、かつては無償配管と呼ばれ、家主にその存在が告知されないまま、工務店・建設業者とLPガス事業者との間で取り決められ、家主がLPガス事業者を切り替えようとする、突然、配管の所有権をもったLPガス事業者が高額の配管費用を請求するという行為があった。
- この様なLPガス事業者の行為は、裁判等によって否定された事例がでてきたため、平成11年（1999）年、経済産業省は「流通アクションプラン」を作成し、無償配管の見直しの検討をLP業界に求めた。それを踏まえ、業界側は、「LPガス販売指針」（全国LPガス協会による業界自主ルール）を策定し、契約の時に配管の所有権がLPガス事業者にあることを家主との間で事前に合意し、その旨や途中解約の条件等を明示することを規定する^(※) ことによって、所有権に基づく配管費用の請求ができることを明確化した。

※（1）宅地建物取引業法に基づく不動産業者の説明事項

（2）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液化石油ガス法」という。)に基づく書面記載事項

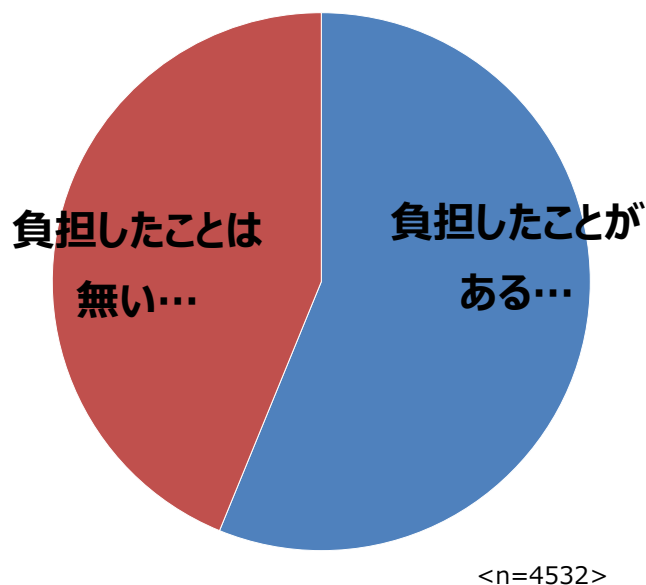
【貸付配管がもたらす課題】

- ① いわゆる「貸付配管」については、LPガス事業者の切替えを抑制するおそれがある。これにより、ガス事業者間の競争が制限的となり、不透明なLPガス料金、家主たる消費者とのトラブルといった問題が生じるおそれがある。
- ② LPガスの販売契約を解約する場合における貸付配管の精算について、不透明かつ高額の配管費用を違約金として請求された場合、家主たる消費者側が支払いを拒否することがあり、訴訟事件も少なからず発生している。

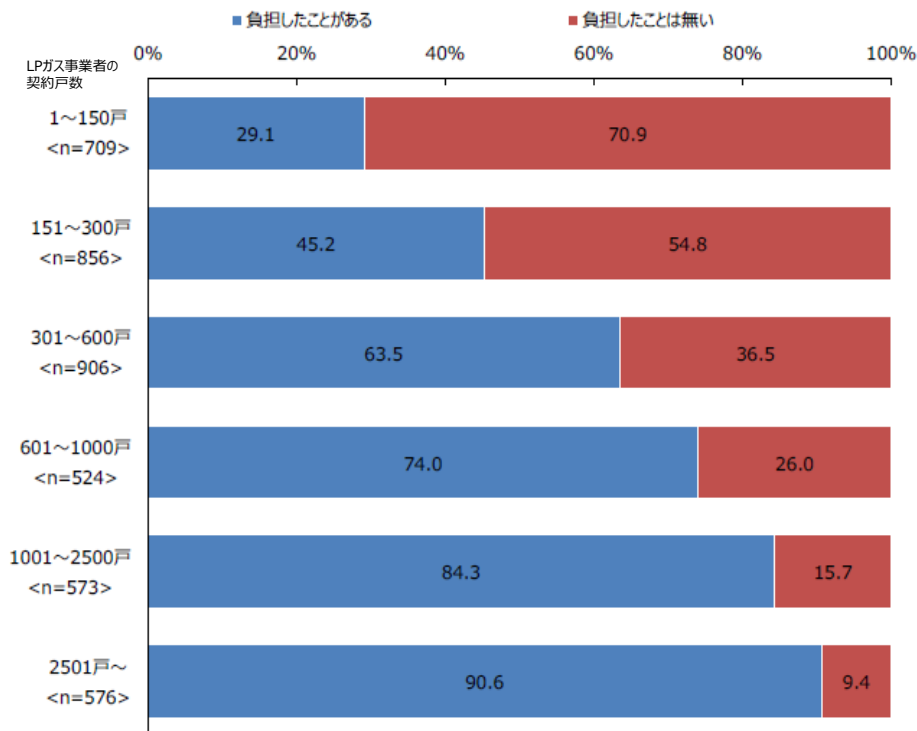
【参考】LPガス事業者による賃貸集合住宅への無償貸与の状況

- LPガス事業者の約半数が、賃貸集合住宅のオーナー等不動産関係者からの要求に応じて機器の無償貸与を行ったことがあると回答している。
- 契約戸数が多い事業者ほど、設備費用の負担をしたとの回答割合が高い。

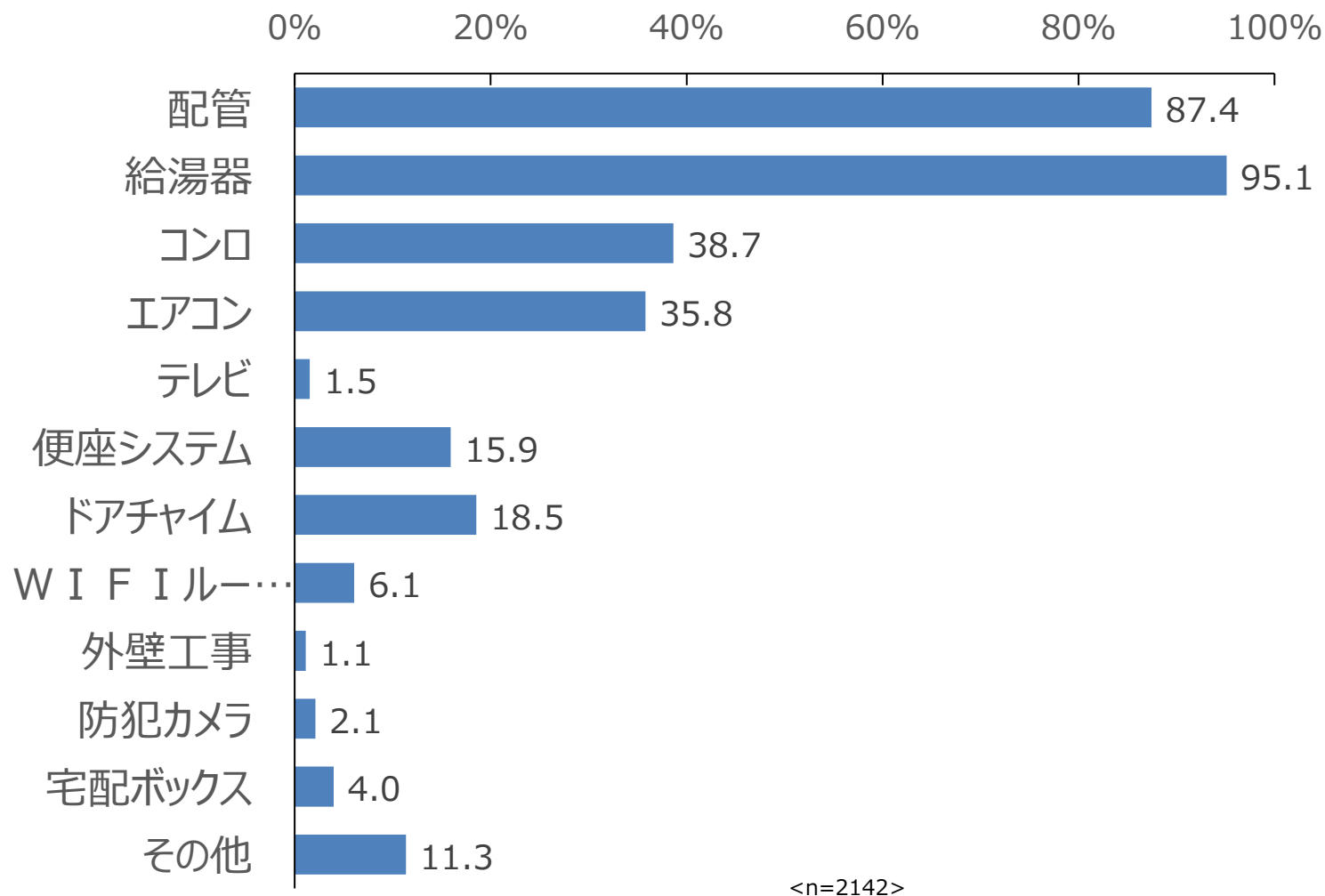
賃貸集合住宅のオーナー（建物管理会社を含む）からの要求に応じて機器の負担をしたことがあるか



(出典) 令和5年度石油ガス流通販売経営実態調査 (右のグラフは令和3年度同調査)



【参考】賃貸集合住宅に無償貸与したことがある設備・工事の状況



(出典) 令和5年度石油ガス流通販売経営実態調査

【参考】LPガス事業者から寄せられた情報（昨年秋頃）

LPガス事業者による営業行為

- LPガス事業者が、オーナーに対して、賃貸集合住宅のLPガス供給を切替える条件として、エアコン設置、TVモニターホンへの交換、LED照明器具の交換、シャワートイレの設置、給湯器・調理器具の交換を行うと提案している
- LPガス事業者が、オーナーに対して、賃貸集合住宅のLPガス供給を切替える条件として、給湯器、エアコン、ドアチャイム、便座システム全てのメンテナンスフリーに加えて、LPガスの容器置き場の賃借料や、切替え手数料を支払うと提案している

不動産事業者による利益供与の要求

- 集合住宅のオーナーから、ガス供給契約更新の条件として、給湯器、ガスコンロ、エアコン、ドアチャイム全てのメンテナンスフリー及び紹介料の支払いを提示される。断ったところ他社に切替えられた
- 不動産管理会社が、「ガス会社切替えを利用し、エアコンも無料で新品に取り換え」等と記載されたチラシにより、賃貸集合住宅の管理を自社に変更するようオーナーにアピール。その裏でLPガス事業者がエアコンの無償交換に応じるよう強いられている

1. 問題の所在

～ いわゆる「無償貸与」や「貸付配管」と“消費者被害”
と呼ばれる課題

2. 制度改正の内容

- ・ 3つの課題と3つの改革、改革の狙い
- ・ 取引適正化ガイドラインの概要

3. 実効性確保策

- ①通報フォーム、②執行体制整備、
- ③関係省庁との連携（不動産関係者や消費者への対応）
- ④自主取組宣言、
- ⑤市場監視・モニタリング

4. よくある質問に対する考え方

3つの課題と3つの改革 ～賃貸集合住宅を巡る問題を中心に



【課題1】

消費者とのLPガス販売契約を目的とし、オーナー等に対し、**過大な営業**を展開
(不動産会社が利益供与を要請する場合も)

(1) 過大な営業行為の制限

【課題2】

過大な営業費用をLPガス料金に上乗せして回収(通常であれば家賃に含まれている設備費用や、ガス消費とは関係ないエアコン等の設備費用を、LPガス料金として回収)
⇒ **LPガス料金が不透明で高くなる**

(2) 三部料金制の徹底
(設備費用の外出し表示・計上禁止)

【課題3】

入居するまでLPガス料金が不明
(過大な営業費用が上乗せされているLPガス料金であることを入居する前に知ることができない)

(3) LPガス料金等の情報提供

液化石油ガス法「改正省令」の概要

(1) 過大な営業行為の制限

・ 下記(1)及び(3) : 2024年7月2日施行
・ 下記(2) : 2025年4月2日施行

～ いわゆる「無償貸与」など、過大な利益供与を通じた囲い込み行為を抑止するため、下記の措置を講じる。

- ① **正常な商慣習を超えた利益供与の禁止** (改正省令第16条第15号の3、4)
- ② **消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替を制限するような条件付き契約締結等の禁止** (改正省令第16条第15号の5、6)

(2) 三部料金制の徹底 (設備費用の外出し表示・計上禁止)

～ 消費者に不透明なかたちでLPガス消費に関係のない費用をLPガス料金に上乗せして回収している現状を是正するため、下記の措置を講じる。

- ① **基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制 (設備費用の外出し表示) の徹底** (改正省令第16条第15号の7)
- ② **電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止** (改正省令第16条第15号の8)
- ③ **賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止** (改正省令第16条第15号の9)

(注) 上記①は新規契約・既存契約ともに適用。

上記②及び③は新規契約のみ適用 (既存契約は早期移行努力義務)。(改正省令附則第2条、第3条)

(3) LPガス料金等の情報提供

～ 入居後は事実上LPガス事業者を変更できないといった実態を踏まえ、賃貸住宅に入居するよりも前に、LPガス料金の情報を消費者が入手できるよう、下記の措置を講じる。

- ① **入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務** (入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示) (改正省令第16条第15号の2)
- ② **入居希望者からLPガス事業者へ直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け** (同上)

【参考】罰則等の対象とすることを通じた実効性・抑止力

【罰則等の対象となる規律】

- ・ 過大な営業行為の制限
- ・ 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）
- ・ 入居予定者から直接要請があった場合におけるLPガス料金情報の提供

【具体的な規則ぶり】

- 液石法第16条第2項の規定「**施行規則で定める基準に従って液化石油ガスの販売をしなければならない**」における「**施行規則で定める基準**」として、新たな規律を設ける。

= **液石法施行規則第16条（販売の方法の基準）の改正**

- 以下のような罰則等が適用される。
 - ✓ 報告徴収＜法第82条＞、立入検査＜法第83条＞
 - ✓ 勧告＜法第17条第1項＞、さらに勧告に従わないときは公表＜法第17条第2項＞
 - ✓ **基準適合命令＜法第16条第3項＞、さらに命令に違反したときは登録取消し＜法第26条第4号＞**
 - ✓ **30万円以下の罰金＜第100条第1の2号＞**

【実効性確保に向けた取組】

通報フォームの設置・活用、執行体制整備、関係省庁との連携、公開モニタリングの継続実施等を通じた
市場監視の強化・徹底 + 自主的取組の推進（商慣行見直しに向けた取組宣言等）

今回の制度改正の狙い（1）

● 過大な営業行為の制限

→ 無償貸付や貸付配管といった商慣行そのものの是正

※ 無償貸与に係る設備等の費用をLPガス料金に計上していなければ問題ない、ということにはならない。
オーナー等に対する利益供与が過大かどうか、LPガス契約の切り替えを制限する契約条件かどうか論点。

● 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

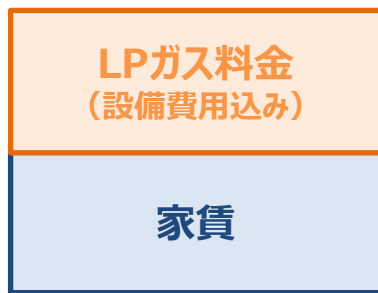
→ LPガス料金としての費用回収のあり方を適正化

（LPガスとは関係のない費用回収や、設備の持ち主ではない者からの費用回収はしない）

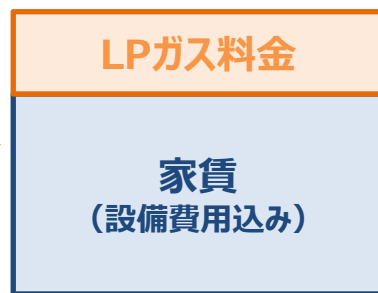
※ 施行時点のLPガス消費に係る料金契約（既存契約）は、設備費用の外出し表示のみが義務。
計上禁止義務の対象とならないものの、速やかに新制度に移行していく努力義務あり。

● 罰則 + 各種実効性確保策（通報フォーム整備・国交省等との連携・モニタリングの継続実施等）

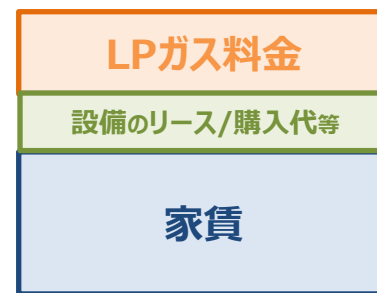
賃貸住宅入居者の負担イメージ
（現時点）



賃貸住宅入居者の負担イメージ
（新制度下）



又は



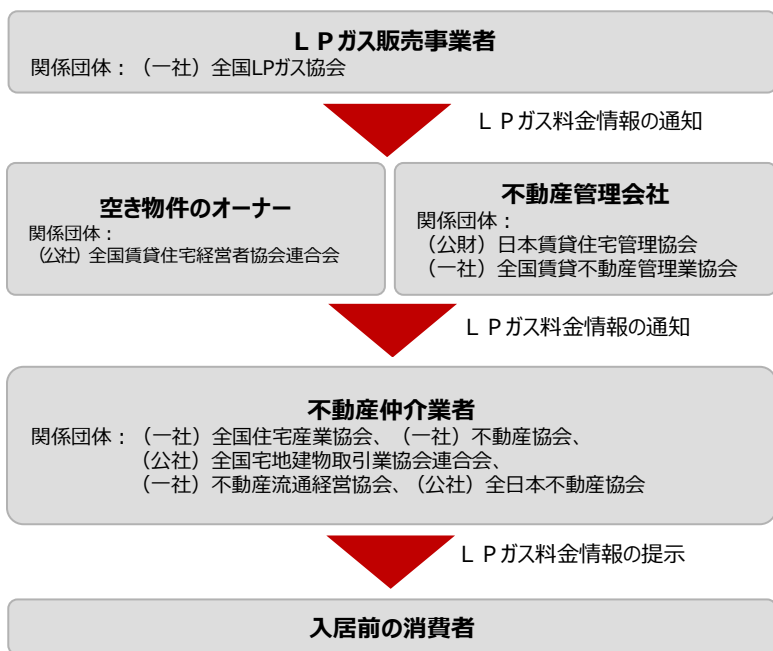
今回の制度改正の狙い（2）

● 賃貸住宅入居前の消費者に対するLPガス料金等の情報提供

→ 消費者が、LPガス料金等の情報を事前に知った上で入居できるようにする。

- ※ 入居した後にLPガス料金が高いと知っても、契約の切替えは事実上不可能（引越できない）。商慣行そのものが是正され、LPガス料金としての費用回収のあり方が是正されれば、そうした課題は相対的に小さくなると考えられる。しかし、改正省令施行後も、しばらくの間は課題としては残る。
- ※ 令和3年6月（及び令和6年2月）の資源エネルギー庁・国土交通省の要請内容を法定化。特に、入居前の消費者からLPガス事業者へ直接問い合わせがあった場合は、それに対応することを義務化。

<情報提供の流れ>



(様式)

LPガス料金表（例）
(令和00年00月現在)

物件名称

図号番号等： _____

販売事業者名

連絡先（電話番号）： _____

【料金内訳（月額、消費税込み）】

基本料金： 0000円

従量料金： 00円まで000円、00円~00円00円、
00円~00円00円、00円以上000円

総額料金： _____

支払方法： _____

原料費調整制度
による調整額： _____

※ 料金の説明書については、上記連絡先へお問い合わせください。該当がない場合は、「該当なし」と記載。

【上記料金による使用量別料金見込表（単位：円/月（消費税込み））】

㎡	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0										
10										
20										
30										
40										

以上

LPガス事業者に求められる対応

- ◆ LPガス事業者は、日頃から、当該住宅の「LPガス料金表」を、オーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等に提供するとともに、料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を提供すること。
- ◆ 入居希望者から、直接LPガス事業者へLPガス料金等の問い合わせがあった場合は、それに応じること。

法令上問題となる行為の考え方～取引適正化ガイドラインの整備

- どのような行為や契約条件等が「正常な商慣習を超えた利益」や「切り替えを制限するような条件」に該当し、液化石油ガス法上の違反行為となるかについては、取引の内容や影響など、様々な要素を総合的に判断することになるところ、個別判断の蓄積がない現段階において、その内容や解釈を具体的に示すことは困難である上、かえって潜脱行為を促してしまうおそれもある。
- 他方、多数のLPガス事業者に改正制度の遵守を促し、抜け駆け行為により制度改正がなし崩しにならないようにするためには、あらかじめ違反のおそれのある行為について具体的に提示していくことも重要。
- このため、「取引適正化ガイドライン」を改正し、問題となる行為や望ましい行為の具体例や考え方など、LPガス事業者が留意すべき事項を提示。
- 今後、判断事例を積み重ね、ガイドラインを適時適切に見直していく。

【参考】 今回の省令改正に伴うガイドライン等の整備（具体的な対応方針）

- ・ 液化石油ガス法に係る現行のガイドライン等としては、下記2つが挙げられる。
 - ✓ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準について（平成09・03・17資庁第1号）（以下、「運用・解釈通達」という）
 - ✓ 液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（平成29年2月22日制定、平成30年2月22日改訂）（以下、「取引適正化ガイドライン」という）
- ・ 今回の省令改正に伴うガイドライン等の整備については、以下の方向で対応。
 1. 問題となる行為や望ましい行為の具体例や考え方等については、WG中間とりまとめの指摘事項等も踏まえ、都市ガス分野の「ガスの小売営業に関する指針」等も参考にしながら、現行の「取引適正化ガイドライン」を改訂することで提示。
 2. 「運用・解釈通達」については、今回の制度改正の内容を踏まえ、必要最小限の加筆・修正を行う。
 3. LPガス事業者等から寄せられた質問に対する考え方については、パブリックコメントに対する回答において示しているところであるが、今後、必要に応じて、Q&Aとして整理。

改正取引適正化ガイドラインの概要①

- 取引適正化ガイドラインの内容・目的を下記のとおり明確化。
- WG中間とりまとめの内容を踏まえ、**①液石法等との関係で問題となる行為については、取引の内容や影響など様々な要素を総合的に勘案して個別に判断**するものであること、**②判断の積み重ねによりガイドラインを進化させていく**という趣旨を記載。（*都市ガスの小売営業指針にも同様の記載あり）

1. 目的 ※ 下線を追加。

第9回液石流通WG (2024.5.20)
事務局提出資料抜粋・一部修正

(略)

このため、資源エネルギー庁では、平成28年2月に総合資源エネルギー調査会の下に「液化石油ガス流通ワーキンググループ (WG)」を設置し、LPガス料金の透明化等に向けた検討を行い、同年5月に報告書がとりまとめられた。また、令和5年3月から、いわゆる無償貸与や貸付配管といった商慣行を背景に、LPガスの消費者が不利益を被っている状況を是正すべく検討を行い、令和6年4月に報告書がまとめられた。

本指針は、上記報告書等を踏まえ、LPガスが今後とも消費者から選択されるエネルギーとなるため、液石法等の関係法令の遵守及び自主的な取組を促すための考え方や具体例を含めた、LPガス事業者が留意すべき事項をまとめたものであり、これによって、消費者の保護の充実を図り、消費者が安心してLPガスの供給を受けられる環境を整備するとともに、LPガス販売事業の健全な発展に資することを目的とするものである。

なお、**どのような行為等が液石法等との関係で問題となるかについては、取引の内容や影響など、様々な要素を総合的に勘案し、個別に判断することが求められるものであり、それをあらかじめ網羅的に示すことは困難である。したがって、今後、本指針の趣旨・内容を勘案して個々の事案に対応し、その判断の積み重ねが本指針の内容をより一層明確にしていくことになる**と考えられる。**本指針**については、今後のLPガスの取引の実態や消費者との取引を巡るトラブルの発生状況等を踏まえつつ、**適時適切に見直しを行っていくこととする。**

改正取引適正化ガイドラインの概要②

(1) 過大な営業行為の制限 2024年7月2日施行

- ① 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- ② 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

● 本規律の趣旨・狙い

- ・ いわゆる「無償貸与」など、オーナー等に対して過大な利益供与を行うという**商慣行そのものを是正**
(=消費者に対する不透明で高額な料金請求という課題の根本原因の是正)
事業者切替えを不当に制限することを禁止することで、**消費者がLPガス事業者を選択しやすい環境を整備**

● 「利益の供与」とは？

- － 設備の無償貸与や安値提供、フリーメンテナンスサービス等の**物品・サービスの提供**に加え、
- － 紹介料等の名目による切替え手数料の支払い、回収代行手数料等の名目によるLPガス料金の一部のキックバック、LPガスボンベ置き場の賃借料や広告宣伝費等の名目による**金銭的な利益の提供**が含まれる。

● 問題となりうる行為の例

- ① 賃貸集合住宅等のオーナー等に対して、LPガス事業者を切り替える条件として、設備の無償貸与、当該設備のフリーメンテナンス、入居者たる消費者紹介にかかる謝礼金やLPガスボンベ置き場の賃借料の支払い等、**様々な名目により利益供与を行うこと**
- ② 消費者に対して**値上げありきの安価なLPガス料金を提示**すること
- ③ オーナーや一般消費者等との設備貸与契約やその他契約において、以下の条件を設ける等により、**消費者によるLPガス事業者の選択を不当に阻害すること**
 - i) **契約の解除を一切もしくは長期間許容しない期間や条件**を設けること
 - ii) 契約の解除に関して、月々のLPガス料金に照らして**高額な違約金規定や貸与設備等の買取条項や返金条項**を設けること
 - iii) 消費者からの申出がない限り契約期間終了時に契約を自動的に更新するという契約において、**更新を拒否できる期間を極めて短い期間とすること**

改正取引適正化ガイドラインの概要③

(1) 過大な営業行為の制限 2024年7月2日施行

- ① 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- ② 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

●問題となりうる行為の考え方・留意点

- ・ **オーナー等に対する継続的な利益供与※**は、LPガス事業者の切り替えを長期にわたって阻害する効果を有する。
※例えば、フリーメンテナンス契約、LPガス料金の一部のキックバック、LPガスボンベ置き場の賃借料の支払い、広告宣伝費の支払い等。
- ・ **いわゆるブローカーや仲介業者**など、LPガス営業を代行・仲介する事業者に対して支払う報酬が、LPガス販売契約の違約金に含まれるなどして高額となり、**結果としてLPガス事業者の切替えを阻害する効果**を有する。
- ・ **いわゆるブローカーや仲介業者**など、LPガス事業者の切替え営業を代行する事業者等による**営業行為が問題となったときは、その責任はLPガス事業者自身が負う**こととなる。

●LPガス事業者による説明責任

- ・ LPガス事業者は、**個々の営業行為や契約等の条件について**、他の事業分野の事例も参考にしつつ、正常な商慣習を超えた利益供与ではない、LPガス料金の低減に資する行為である、LPガス事業者の切替えを不当に制限するものではない等、**対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるようにしておく必要**がある。

●望ましい行為

- ・ **オーナー等に対する利益供与行為**が、事業者間の健全な競争を阻害し、消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした利益行為については、**過大なものかどうかにかかわらず、一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい**。
- ・ いわゆる「貸付配管」は、消費者によるLPガス事業者の選択を阻害しうるものであることから、**今後の新規契約においては、建物所有者と配管所有者を一致させ、貸付配管を行わない方向で取り組んでいくことが望ましい**。

改正取引適正化ガイドラインの概要④

(2) LPガス料金等の情報提供 2024年7月2日施行

- ① 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に、オーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）
- ② 入居希望者からLPガス事業者へ直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け

※ 令和3年6月の通知（及び本年2月29日付けの再周知の通知）に記載されている内容を法定化。

●本規律の趣旨・狙い

- ・賃貸集合住宅等においては、その構造上、入居者たる消費者は、オーナーや不動産管理会社等が選定したLPガス事業者としか契約できないという制約があるところ、消費者が、LPガス料金等の情報を知った上で入居することができるようにする。

●LPガス事業者による説明責任

- ・消費者等がLPガス料金等の情報を知った上で入居することができるよう、以下の事項に取り組み、不動産関係者から適切に情報提供されるようにする必要がある
 - ① 日頃から、当該住宅のLPガス料金表等の情報を不動産関係者に提供すること
 - ② 上記料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を再度提供すること
 - ③ 不動産関係者から情報提供した料金について問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること
- ・消費者から直接LPガス料金等の問い合わせがあった場合は、それに応じなければならない。

●問題となりうる行為の例

- ・不動産関係者に対し、当該住宅のLPガス料金表ではなく、標準的な料金メニュー提示すること

改正取引適正化ガイドラインの概要⑤

(3) 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止） 2025年4月2日施行

- ① 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底
- ② 電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- ③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

（注）上記①は新規契約・既存契約ともに適用。上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）。

●本規律の趣旨・狙い

- ・ 不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化。

<費用回収のあり方（計上禁止規定）に係る考え方>

- エアコンやインターホン等、LPガス消費とは関係ない費用をLPガス料金として回収するのは不相当。
- 賃貸集合住宅のオーナー等が設置した、給湯器、エアコン等の設備の費用は家賃として回収されるべきものであり、LPガス料金として回収するのは不相当。

●LPガス事業者による説明責任

- ・ 消費者に対してLPガス料金を請求するときは、基本料金・従量料金・設備料金の3つに整理して通知しなければならない。（該当する料金がない場合でも「該当なし」または「0円」と記載する必要あり）
- ・ LPガス料金に、設備料金が含まれていない（該当なし、0円）とする場合、対外的に説明できるようにしておく必要。特に、賃貸集合住宅等のオーナー等に対して無償で設備償貸与等を行っている場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収していると考えられることから、客観的な根拠により当該費用を含めていないと説明できるようにしておく必要あり。

●望ましい行為

- ✓ 2025年4月2日時点で締結済みのLPガス販売契約（既存契約）については、設備費用の外出し表示が求められる一方で計上禁止に係る規律は適用されないが、消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応した料金へと早期に見直していくことが望ましい（施行規則附則第3条）。

1. 問題の所在

～ いわゆる「無償貸与」や「貸付配管」と“消費者被害”
と呼ばれる課題

2. 制度改正の内容

- ・ 3つの課題と3つの改革、改革の狙い
- ・ 取引適正化ガイドラインの概要

3. 実効性確保策

- ①通報フォーム、②執行体制整備、
- ③関係省庁との連携（不動産関係者や消費者への対応）
- ④自主取組宣言、
- ⑤市場監視・モニタリング

4. よくある質問に対する考え方

【実効性確保①】「LPガス商慣行通報フォーム」の開設（2023年12月1日）

- 昨年12月、LPガスの商慣行是正に向けた取組の一環として、**「LPガス商慣行通報フォーム」（LPガスの取引適正化に関する情報提供窓口）**を開設。 ※匿名での情報提供も可能。情報提供者の属性も問わない。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html
- 寄せられた情報は、**違反行為の取り締まり**や**市場監視・モニタリング**等に活用。

① 液化石油ガス法違反の取り締まり

通報情報を端緒として、**任意ヒアリング**や、**液化石油ガス法に基づく報告徴収や立入検査**等を行う。
※ 寄せられた情報は、地方経済産業局経由で自治体にも共有。

② 関係省庁への共有

必要に応じて関係省庁に情報共有を行い、**連携した対応**につなげる。
※他省庁への情報提供の可否については事前に通報フォームに確認項目を設定。

③ 政策立案への活用

通報情報を集約・構造化した上で、WG等の場に提示し、**制度改正後の市場モニタリング**に活用するとともに、**今後の制度改正やマニュアルの改訂等の政策立案**に活かす。

※情報提供者が不利益を被ることがないように情報管理を徹底。

- ✓ 通報フォームに寄せられた**個別事案の情報**に関しては、**情報提供者の利益が害されないよう取り扱う**。
例えば、個別事案処理にあたって当事者に照会する場合、事案によっては情報提供者が特定され、その後の取引関係等に影響するおそれもある。このため、当事者に照会する際には、事前に情報提供者の了解を得た上で行うなど、情報提供者の利益に十分配慮する。
- ✓ 通報フォームに提供された**情報提供者の企業名又は個人名、電話番号及びメールアドレス**等は、提供いただいた情報の内容に不明な点があった場合等の連絡のために使用し、**情報提供者の承諾を得ない限り、第三者に共有しない**。

【実効性確保①】「LPガス商慣行通報フォーム」

通報フォームに寄せられた情報①

改正法令の施行前の状況

- 通報フォームに寄せられた情報の件数は、**改正法令施行前の2024年7月1日時点で約1200件超**と、5月10日時点の約670件から大きく増加。**特に5月は約400件と、月当たりの情報提供件数としては最も多かった。**

⇒ 施行前の駆け込み的な営業行為（過大な利益供与等）に関する情報が多数。なお、そうした情報提供があった事業者に対しては、随時、事実関係や社内体制を確認し、必要に応じて注意喚起・対応要請を実施。

改正法令の施行後の状況（2024年7月2日～10月末までの状況）

- **改正法令施行後の2024年7月2日から10月末までに寄せられた情報の件数は約700件。月別で見ると、150～200件弱で推移。**
 - 情報提供者の属性別にみると、LPガス事業者からの情報提供が71%、消費者からの情報提供が14%、不動産関係者からの情報提供が7%。
 - **LPガス事業者による行為についての情報提供は全体の86%。**不動産関係者による行為については9%、ブローカーや都市ガス事業者等による行為については5%。
 - **匿名による情報提供は全体の約4割**（メールアドレス等の連絡先や参考資料の記載が全くないものは全体の約3割）。
 - 地域ブロック別で見ると、**関東、中部、九州・沖縄**からの情報提供件数が多い。都道府県別で見ると、**三重県、東京都、長野県、愛知県、埼玉県**からの情報提供が多い。

地域ブロック	情報提供件数
北海道	28
東北	29
関東	266
中部	146
近畿	17
中国	32
四国	13
九州・沖縄	54
記載なし	111
計	696

※ 2024年7月2日～10月末に寄せられた情報について、情報提供者が所在する都道府県で集計。
※ 1件の情報提供の中に複数事案が含まれるものも1件として計上。
※ 同一人物からの同一内容の通報についても1件として計上。
※ 関東には新潟県、静岡県、中部には三重県、近畿には福井県が含まれる。

【実効性確保①】「LPガス商慣行通報フォーム」

通報フォームに寄せられた情報②

改正法令の施行後の状況（2024年7月2日～10月末までの状況）

- 情報提供のあったLPガス事業者による行為（約600件）のうち、
 - 設備の無償貸与や安値提供、紹介料・リベート・キックバック、フリーメンテナンスサービスなど、オーナー等に対する利益供与に関するものが過半を占める。
 - 次いで、LPガス営業に関して断ったのに再訪問したり居座る等、強引な勧誘行為に関するものが2割弱。その他、LPガス料金が高等の指摘も寄せられている。
- 不動産関係者による行為（約60件）のうち、設備の無償貸与やフリーメンテナンス等、利益供与を求めるものが7割程度。ブローカー等による行為についてみると、利益供与に関するものに次いで、強引な勧誘行為に関する情報が多い。

<通報フォームに寄せられた情報の例>

- ✓ LPガスの営業として、LPガス事業者が、以下のような行為を行っている。
 - 給湯器、ガス消費配管のほか、エアコン、インターフォン等の設備について、無償貸与を行う、著しく安価で販売する、プレゼントする等
 - 物件所有者に設備費用を負担してもらうが、キャッシュバックや紹介料支払い、ポイント付与などの利益供与により相殺している
 - LPガス事業者を切り替えれば、賃貸集合住宅の物件所有者に対して1戸毎に紹介料や、毎月手数料を支払う
 - LPガス事業者の切り替え時に、切替え前の事業者が無償貸与していた設備の費用や違約金等について、物件所有者の代わりに、切替え後のLPガス事業者が支払っている
- ✓ LPガス事業者の切り替え条件は不明だが、他のLPガス事業者に切り替えられた。
- ✓ 設備の無償貸与やフリーメンテナンスを賃貸集合住宅所有者から求められ断ったところ、他のLPガス事業者に切り替えられた。
- ✓ LPガス事業者が、ブローカー等、外部の委託先を使って過大な営業行為や強引な勧誘を続けている。
- ✓ LPガス販売の仲介事業者が、無償貸与や紹介料の支払いを条件に顧客を獲得し、その顧客を提携しているLPガス事業者を紹介している。
- ✓ ホームページ等で公表している基本料金・従量料金から、かけ離れた安価で売り込み営業をかけている。
- ✓ LPガス料金が他の事業者と比較して高い。
- ✓ 一度断ったにも関わらず何度も訪問し、LPガス契約を切り替えるまで帰らずに居座る、勝手に敷地に入ってきてガスボンベを確認していく、現在契約しているLPガス事業者の悪口を言うなど、営業行為に問題がある。

【実効性確保②】「規制当局（国・自治体）による監視・執行体制整備」

- 昨年来、制度改正の内容について自治体担当者への周知に取り組んできているところ、改正省令の公布後、**自治体向け説明会を随時実施中**。＊保安に関する地域ブロック会議や研修の場でも、取引適正化に関する説明・質疑等を実施。
- 改正法令施行前の6月には、自治体向けに、**執行体制整備に係る要請文書**を发出。また、**立入検査マニュアル（チェックリスト）**を整理・とりまとめ、8月初旬、自治体にも共有。

改正省令公布後の主な取組

自治体担当者向け説明会（24年5月13～17日）

- ・ 担当者が参加しやすいよう9回に分けて集中実施。
～ 5/13(3回)、5/14、5/15(2回)、5/16、5/17(2回)
参加人数：延べ252人

自治体に対する執行体制整備の要請・説明会（24年6月）

- ・ 6月24日付けで事務連絡（文書）を发出し、体制整備を要請
 - ① 実効性確保に向けた人身体制等の整備（立入検査等のマニュアル整備、担当者向けの定期的な研修等）
 - ② 所管のLPガス事業者による法令遵守や商慣行是正に向けた取組に対する指導・監督、及び、問題があると考えられる事案に対する厳正な対処
 - ③ 資源エネルギー庁において実施予定の市場監視・モニタリングへの協力
- ・ 6/28、7/1、7/3、体制整備に向けた説明会を開催（延べ300人参加）

立入検査マニュアル（チェックリスト）の整備（24年8月）

- ・ 資源エネルギー庁及び地方経済産業局が整理・とりまとめ。8月初旬に自治体にも共有。
- ・ 内容については、今後、適宜アップデートしていく予定。

体制整備のための予算要求

- ・ 監視体制の強化に向け、調査費、人員配置のための予算を要求中（R7年度）

<各方面からの御意見（概要）>

●消費者団体

- ・ 政令都市の検査担当者からの聞き取り調査では、人員不足で検査は四年に一度しかできておらず、保安業務検査マニュアルと検査官の研修の教本はあるが、商慣行是正の検査マニュアルと教本は整備されていない、新任の検査官は何をやったらいいのか、わからない状態とのこと。
- ・ 商慣行を是正していくためにも、**①自治体立入検査体制の整備、②検査マニュアルの作成、③検査担当者向けの全国統一研修の実施等**に取り組んでいただきたい。**2017年の省令改正とガイドラインを「守らせられなかった行政」の反省点としてやりきる事が重要。**

●LPガス事業者

- ・ 過大な利益供与により賃貸集合住宅へのガス供給が不当に奪われるおそれがある。そうした**違反行為に規制当局が早急に対応するには、特に地方の場合は自治体の協力が不可欠**。自治体をしっかり巻き込んで実施体制を強化する必要。
- ・ 自治体の担当者が今回の制度改正について何も知らないということがあった。**自治体に対応しきれぬのが懸念される。自治体に通知を发出するなど、しっかり周知して欲しい。**

【実効性確保②】「規制当局（国・自治体）による監視・執行体制整備」

通報フォームに寄せられた情報等を踏まえたヒアリング・立入検査

- 改正法令が施行された7月以降、資源エネルギー庁及び地方経済産業局において、通報フォームに寄せられた情報等をもとに、LPガス事業者に対するヒアリング・立入検査を実施（全国で16事業者）。
- 事実関係や考え方を確認するとともに、法令遵守に向けた対応を要請。

① 改正法令の施行前に寄せられた情報を踏まえた対応（12事業者）

- ✓ 施行前の駆け込み的な営業（過大な利益供与等）に関する情報提供が多かった事業者に対し、以下の点を確認。
 - ・ 施行前の行為に関する事実関係、考え方
 - ・ 施行後の状況（法令遵守のための社内体制整備や研修等の取組状況など）など
- ✓ 「同業他社からの切替え営業への対抗で提案するしかない状況があった」、「施行前は建築会社や不動産業者からの要請を断れなかった」、「自社の委託先が駆け込み営業を行った可能性がある」など、**施行前に駆け込み的な営業があったと確認された事業者に対しては、今後はそうした営業を行わないよう要請**。各社からは、ヒアリング・立入検査を受けたことを重く受け止め、今後の社内体制整備に努める等の意思表示がなされた。
制度改正の議論が出る前から営業していた物件の契約がたまたま施行直前のタイミングとなったと説明する事業者もいた。
- ✓ なお、多くの事業者は、施行後は、無償貸付や紹介料の支払い等の行為は行っていないと説明。施行後も引きつづき一定額の紹介料を支払っている事業者に対し、過大な営業行為に抵触おそれがあると指摘したものもある。

② 改正法令の施行後に寄せられた情報を踏まえた対応（4事業者）

- ✓ 過大な営業行為の制限に係る規律の施行後、**法令違反が懸念される営業行為について情報提供があった事業者**に対し、個別にヒアリング等を実施。
- ✓ 下記のような指導事例あり。
 - ・ LPガス販売契約の切り替えに際して、切替え前の事業者が無償貸与した設備をオーナーから買い取る行為は、法令違反になりかねず、消費者との間で精算するなど、適切に対応するよう要請。
 - ・ 支払猶予による対応は、実質的にこれまで行われてきた設備の無償貸与と変わらないため、対応を改めるべきと指摘。

※ 上記の他、定期的実施している立入検査においても、改正法令施行後の取組状況について確認し、必要に応じて注意喚起・対応要請を実施。

【実効性確保③】「関係省庁との連携（不動産関係者や建設業者への対応①）」

- LPガスの商慣行を巡る課題は、LPガス事業者と不動産関係者・建設業者との取引関係に起因するもの。このため、**本年5月17日付けで、不動産関係者・建設業者向けに通知を发出。**
- 具体的には、**不動産関係者等がLPガス事業者に対し違反行為に該当する利益供与等を求めることがあった場合は、当該行為は取引先に対してコンプライアンス違反を求めるものとして問題となりえる**として、下記の対応を要請。

※国土交通省HPにおいても公表：

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_000001_00070.html

<不動産関係者・建設業者に対する要請内容>

- ①「過大な営業行為の制限」（2024年7月2日施行）により、LPガス事業者が行ういわゆる無償貸与や無償での配管工事の請負、紹介料の支払い等の利益供与をはじめとする**過大な営業行為が禁止となることを踏まえ、そのような営業行為には応じないこと**、もしくは、**LPガス事業者に対してそのような利益供与を求めないこと**。また、問題行為に接した場合、資源エネルギー庁が開設した「LPガス商慣行通報フォーム」に情報提供すること。
- ②「LPガス料金等の情報提供」（2024年7月2日施行）により、本年2月29日付けの周知内容（消費者が賃貸借契約を締結する前にLPガス料金の多寡を知った上での入居を可能とするという仕組み）が法定化され、LPガス事業者から、LPガス料金表等の情報があらかじめ提供されていることが前提となることを踏まえ、**賃貸借契約を締結する前の消費者に対し、当該LPガス料金表等の情報を適切に提供すること**。（なお、LPガス料金表等の情報があらかじめLPガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する前の消費者に対し、LPガス事業者に直接要請を行うことによりLPガス料金表等の情報の提示を受けることができる旨を、情報提供することが考えられる。）
- ③「三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）」（2025年4月2日施行）により、LPガス事業者は、消費者が負担するLPガス料金に係る新規契約においては設備費用の計上をしないことが求められるだけでなく既存契約（施行時点で締結済みのLPガス消費に係る販売契約）についても設備費用の外出し表示を求められること等を踏まえ、**LPガス事業者からの三部料金制に関する施行に向けた相談があった場合には対応すること**。

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiryu_gas/ekika_sekiyu/pdf/009_05_00.pdf

【実効性確保③】「関係省庁との連携（不動産関係者や建設業者への対応②）」

- **不動産関係者向けの説明会等**において、国土交通省／資源エネルギー庁から、LPガスの商慣行是正に係る法令改正の内容についての**周知及び協力要請を随時実施中**。大手管理会社に対しても協力を要請。
- **通報フォームに寄せられた情報**は、国土交通省とも**定期的に共有**。当該情報等をもとに、**国土交通省、資源エネルギー庁等**が連携して、事実関係の確認を含め、**随時、個別ヒアリングを実施**。

<不動産関係者向けの説明会等>

- 24年5月31日
大規模イベント（住まい・建築・不動産の総合展）において、国土交通省から、不動産業関係者に対し、賃貸住宅におけるLPガス料金に関する課題と対応について説明。
- 24年6月11日
（公財）日本賃貸住宅管理協会の総会において、国土交通省から、賃貸住宅におけるLPガス料金に関する課題と対応について説明。
- 24年6月14日
複数の大手管理会社に対し、国土交通省及び資源エネルギー庁から、改正省令の概要、5/17付け周知・協力要請通知の内容について説明し、意見交換。改革に向けた今後の対応と協力を要請。
- 24年7月31日
（一社）全国不動産協会に対し、国土交通省及び資源エネルギー庁から、改正省令の概要、周知・協力要請通知の内容について説明。
- 24年11月12日
（公社）全日本不動産協会に対し、資源エネルギー庁から、改正省令の概要、周知・協力要請通知の内容について説明。
- 24年12月6日（予定）
大規模イベント（賃貸住宅フェア2024in大阪）にて、資源エネルギー庁から、過大な営業行為の制限、三部料金制に係る規律の内容や、不動産業界に向けた注意点等について説明。

(参考) 不動産関係者や建設業者からの声

- 改正法令の施行後、資源エネルギー庁に寄せられる問い合わせの多くは、不動産関係者からのもの。
- 以下のように、LPガスをめぐる商慣行改革をサポートする声もある。

オーナー

- 入居者から見れば、給湯設備やエアコンなどの住宅設備の費用を含めた家賃を払っているのに、LPガス会社にその一部を払うことでガス料金が高くなっているというのはおかしい。
- LPガス事業者から貸付された設備の精算に不安ある。今後の設備交換費用については自己負担で行いたい。
- 競争のためとはいえ、ガス会社が住居に備え付けられている設備の費用を負担すること自体がおかしい。今後は自費で設備を購入することで入居者の負担が減るのであれば良い方向。

不動産関係者

- 今までの貸付行為は、ガス事業者間の競争としておかしいと思っていた。
- 法令遵守の方向に理解。不動産業者の講習会等で制度改正について議題となっており、内容は把握している。

建設業者

- 都市ガスと同じく配管費用が建設費に含まれるのはやむを得ない。その分、LPガス料金が安く提供されることを期待。
- 以前から商慣行について疑問を持っていたが、改正されるのが遅いくらい。
- 貸付はやめた方が良い。これを機に、建築時には給湯器や配管の請負工事などを受注対応とし、お客様に住宅を適正料金で提供することが健全。

【実効性確保③】「関係省庁との連携（消費者に向けた周知）」

- 消費者庁が中心となり、**消費者に対して賃貸集合住宅の賃貸借契約を締結する前に、LPガス料金等の情報の確認を行うよう周知**するてポスターを作成（経済産業省、国土交通省との3省庁連名）。

✓ 消費者庁のHPで公表（令和6年6月20日）。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_038

✓ 全国の消費者生活センターへ配布等を予定。

※ 令和6年6月19日付けで国土交通省から不動産業界に対しても再周知。

＜各方面からの御意見（概要）＞

■ 液石流通WGにおける指摘事項

- 消費者に対するLPガス料金に関する情報発信として、以下について取り組んでいただきたい。
 - ✓ LPガス利用の賃貸集合住宅では契約前にLPガス料金を確認するよう周知
 - ✓ 消費生活相談窓口での相談（被害）事例の共有・注意喚起、消費生活相談員に対する研修の実施等

■ 消費者委員会における指摘事項

- 消費者庁には、苦情対応を分析し、関係省庁への情報提供や消費者への注意喚起を図っていただきたい。

LPガス料金 を契約前に確認しましょう

賃貸集合住宅でLPガスが使用されていたら、**賃貸借契約を締結する前に**不動産会社・オーナーなどにガス料金表の提示を依頼し、**ガス料金について納得したうえで契約**しましょう。

基本料金		X,XXX 円
従量料金	0~5m ³	XXX 円
"	5.1~10m ³	XXX 円
"	10.1~40m ³	XXX 円
"	40.1m ³ ~	XXX 円
設備料金		X,XXX 円

料金が高い！ と感じたら要注意！

賃貸集合住宅ではガス供給事業者を選択・変更できません。不明な点があれば料金の内訳を確認しましょう。

え？ LPガス料金ってこんなにするの？！

※ LPガスの販売契約を獲得するため、LPガス事業者が賃貸集合住宅のオーナーなどにエアコンやガス器具などを無料で提供し、その費用をLPガス料金に上乗せして入居者（消費者）に代わりに請求する事例が確認されています。エアコンやガス器具などの設備の費用を、入居者（消費者）が支払うLPガス料金に含めるのは適切ではありません。賃貸借契約時には契約の内容を理解したうえで契約しましょう。

契約に関する
トラブルは

消費者ホットライン

188

い や や

へご相談ください

(参考) 消費者委員会「次期消費者基本計画策定に向けた消費者委員会意見」 (令和6年4月22日・消費者委員会決定) 抜粋

別添資料7 LPガスに関する消費者問題

3 次期消費者基本計画における重点事項とすべき論点、課題への対応策

(1) 液石法施行規則改正と実効性の確保

無償貸与などの商慣行是正に向けた対応策として、過大な営業行為の制限、三部料金制の徹底については省令改正を行い、違反については罰則措置を設けた。その実効性確保に向けて、商慣行見直しに向けた取組宣言や通報フォームの開設、公開モニタリングなどを挙げ、抜け駆け営業の発生も含めて監視・体制強化を行う。

(2) 監視通報体制の整備

LPガス事業者が全国に約1万6000事業者あるなかで、監視通報体制が適切に機能するよう、資源エネルギー庁において人員体制も含めた執行体制の整備に取り組むべきである。通報フォームの内容を無駄にせず、定期的な調査を実施して監視体制の強化をお願いしたい。

公正取引委員会のHPには、電力・ガスの小売全面自由化に伴い、情報提供窓口が設置されたが、LPガスについても開設してはどうか。

(3) 関係省庁との連携

入居者と直接的に対応する不動産関係者を所管する国土交通省、さらに公正取引委員会及び消費者庁が資源エネルギー庁と連携し、取組を進めることが不可欠である。

(4) 不動産関係者への周知徹底

制度改正の内容やLPガス料金の情報提供について、省令改正を待たずして不動産関係者へ通知文を発出するなど、周知徹底を図ってほしい。

(5) 実態調査の実施

国土交通省の情報提供に関するアンケート結果と、北海道生協連の実態調査の内容にはギャップを感じる。さらに、公正取引委員会の調査は約25年前の調査である。各省庁が協力して市場モニタリングを行っていくことが重要。

(6) 消費者への情報提供

入居希望者へのLPガス料金の情報提供について、努力義務ではなく徹底するべき。

(7) 重要事項説明書の取り扱い

LPガス料金の透明化を行うため、たとえば宅建業法の重要事項説明にLPガス料金を加えることを検討してはどうか。

宅建業者が負っている説明義務について、国土交通省作成の重要事項説明書の様式では、「直ちに利用可能な設備」、「設備の整備予定」、「設備整備に関する特別負担の有無」などの項目が既に用意されており、解釈運用にはLPガス配管等の所有権を説明することになっている。この特別負担に、LPガス料金に設備費用が含まれていることを、今後液石法令が改正されれば宅建業者に調査義務をかけて説明するべき。

(8) 景表法に基づく公正競争規約

医療機器業での公正競争規約を参考に、景表法第31条に基づき、LPガス業界で自主団体をつくって過大な営業行為を規制していくのはどうか。景表法は、消費者と事業者間の法律であるが、LPガス業界も医療業と同様、LPガス事業者を選ぶのは不動産業界（オーナー等）であるが、LPガスを使用し、代金を支払うのは消費者であるため、参考になるのではないかと。

(参考) 第5次消費者基本計画(素案)・抜粋

第4章 消費者政策における基本的な施策

2. 消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択・自律的な選択の機会の確保

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択・自律的な選択の機会の確保

② 悪質商法・隙間ビジネス

(不動産関連トラブルへの対応)

民間賃貸住宅をめぐるトラブルの未然防止のため、賃貸住宅管理業の適正な運営を確保するとともに、消費者への情報提供等を行う。

住宅リフォーム等をめぐるトラブルの未然防止のため、悪質なリフォーム業者に関する注意喚起を行うなどの消費者への情報提供を行う。また、既存住宅に関する消費者への情報提供のための安心R住宅制度を推進するとともに、リフォーム瑕疵保険等の保険制度を通じた消費者保護を図っていく。

賃貸集合住宅等におけるLPガス料金の不透明な商慣行に対する制度改正の内容について、不動産関係団体や建設業者に対して引き続き周知するとともに、不動産関係団体に対し、賃貸集合住宅の入居希望者へのLPガス料金に関する事前情報提供について適切に対応するよう、継続して要請していく。

出所：2024年10月29日 第3回第5期消費者基本計画の策定に向けた有識者懇談会 資料2

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/assets/consumer_policy_cms102_241029_04.pdf

【実行性確保④】「商慣行見直しに向けた取組宣言の公表状況」

- WG中間とりまとめでは、商慣行是正に向け、LPガス事業者による自主的かつ積極的な取組を促す方策として、LPガス事業者自らが改正制度を遵守すること等を宣言することで、消費者が宣言済みの事業者かどうかを知ることができるよう見える化することを提案。
- **2024年10月末時点で取組宣言を公表したLPガス事業者（重複する事業所を除く）は1,581者**と、5月末時点の154事業者より、1,427者増加。この他、本社以外の82事業所が自主取組宣言を公表。（事業者・事業所の合計1,663）
- 地域ブロック別にみると、関東、中部、中国、九州、沖縄において、取組宣言を公表している事業者の割合が高い。

公表件数

	前回	今回
事業者数	154	1,581
その他事業所 ^(注)	10	82
合計	164	1,663

注) 本社以外の事業所等、重複する事業所数。

都道府県別宣言事業者数
(上位5都道府県)

県名	宣言事業者数
埼玉県	150
新潟県	121
大分県	100
静岡県	99
東京都	81

注) 事業者団体調べ（都道府県別）

地域ブロック別 宣言事業者数

地域ブロック ^(注1)	宣言事業者数 ^(注2)	事業者数 ^(注3)	宣言事業者数／事業者数
北海道	64	975	7%
東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）	52	1,941	3%
関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）	736	5,235	14%
中部（富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県）	164	1,552	11%
近畿（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	109	1,987	5%
中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）	120	963	12%
四国（香川県、愛媛県、高知県、徳島県）	77	883	9%
九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）	220	2,060	11%
沖縄	39	195	20%
合計	1,581	15,791	10%

注1) 各局、監督部等管轄地域。

注2) 宣言事業者数は事業者団体調べ（都道府県別） <https://www.japanlpg.or.jp/info/optimization.html>

注3) 事業者数は、経産省本省（本社所在地でカウント）、監督部、都道府県、政令指定都市の所管事業者の合計。2023年末のデータを使用。

【実行性確保④】「商慣行見直しに向けた取組宣言の主な内容」

自主取組宣言の内容としては、①法令遵守、組織体制及び顧客への説明、②顧客以外の関係者への関係構築、③社会への貢献について言及しているものが多い。

内容	宣言内容の例
法令の遵守 組織体制の整備 顧客への説明	<ul style="list-style-type: none"> ①過大な営業行為の制限、②三部料金制の徹底、③LPガス料金等の情報提供について法令を遵守します。 経営トップはもとより組織の構成員全員、さらには、委託等を行う協力会社等の構成員に至るまで法令遵守を認識・徹底します。特に、顧客である消費者と直接に接する組織の構成員等に対しては法令遵守の必要性を確実に認識させていきます。このため、私たちは、法令遵守に向けた組織構成員向けの研修を定期的実施するとともに、法令遵守に反する又はそのおそれのある行為がないか監察するための内部統制機能を発揮させる体制を整備していきます。 顧客である消費者に対して自社が法令遵守を徹底することを十分に説明するとともに、消費者からの意見等を受け入れ・吸い上げ、それに対して速やかに応答するなど消費者が自社との取引に満足するような良好な関係性構築を図っていきます。
顧客以外の関係者との 信頼関係構築	<ul style="list-style-type: none"> 私たちが事業運営を行う上で、顧客以外にも従業員はもとより取引先等全ての関係者に対して、私たちの理念・ビジョンを明示して共有を図り、信頼関係構築の基盤を整備します。その上で、私たちが液石法の規制の下で事業運営が可能であることを従業員はもとより、取引先等関係者の理解・認識を十分得て、液石法等関係する法令の遵守を周知していきます。
社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 私たちは、社会貢献の公約を实践するべく、カーボンニュートラルへの対応等、社会貢献に向けた具体策を策定していきます。
経営トップのコミットメント	<ul style="list-style-type: none"> 社長名の宣言。社長を責任とする管理体制のもと、確実に実行してまいります。
経営理念等	<ul style="list-style-type: none"> 経営理念、倫理憲章を宣言文に記載。
教育研修、社内徹底	<ul style="list-style-type: none"> 社内講習会や社内通達等を通じて、今回の改正省令および当社の取組方針等を、社内にあまなく浸透させ、また契約書の事後チェック等、社内法務部門とも連携し管理体制の強化に努めます。
遵守状況のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 社内監査等により遵守状況を定期的に確認します。 グループ行動指針の策定、グループ行動指針の為の定期モニタリングを行い社内徹底します。
保安の確保	<ul style="list-style-type: none"> 保高度化をさらに推し進め、お客様に暮らしの安全・安心をお届けします。

(参考) 業界団体による自主的な取組～14条書面の再交付

「七協議会」(日本液化石油ガス協議会、東北液化石油ガス保安協議会、関東液化石油ガス協議会、中部液化石油ガス保安協議会、近畿液化石油ガス保安協議会、中国液化石油ガス保安連絡協議会、九州液化石油ガス保安連絡協議会)は、商慣行是正に向けた改正省令の施行を契機として、LPガス事業者による自主的な取組として、既存顧客への14条書面の交付(再交付)を推奨事項として決定。

※14条書面とは、LPガスの算定方法などの料金に関する情報等を記載された書面のこと。LPガス事業者は、消費者と販売契約を締結する際、液化石油ガス法第14条に定める書面(14条書面)を消費者に交付することが義務づけられている。

七協議会による決定事項(2024年10月30日)

既存顧客への

液化石油ガス法第14条 書面の交付(再交付)を推奨する

本年、4月2日に改正された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法」では、LPガス業界の商慣行是正という大きな節目を迎えたと言えます。具体的には「過大な営業行為の制限」「LPガス料金等の情報提供」(以上、本年7月2日施行)「三部料金制の徹底」(来年4月2日施行)の三本柱から形成され、14条書面については料金の算定根拠に変更がないことを理由に再交付は求められていません。しかしながら、LPガス業界が今まで以上にお客様に信頼され、長期にわたり安心・安全で便利なエネルギーとして供給していくにあたり、料金の算定方法や設備の所有関係等、この節目を境に改めて既存のお客様にも書面を再交付することを推奨いたします。

なお、本推奨はあくまで自主取組として行うものであり、強制されるものではありません。LPガス業界がある意味、生まれ変わろうとする意志を示すとともに、供給事業者がお客様との契約関係を再確認するためのものです。また、再交付を実施する場合、期間についても訪問機会の減少などから4年程度を見込みます。

【実行性確保⑤】「市場監視・モニタリングの実施（公開モニタリング）」

液化石油ガス流通WG「中間とりまとめ」（2024年4月19日）・抜粋

Ⅲ. 商慣行是正に向けた対応方針

（3）制度見直しの実効性を確保するための方策

④ 公開モニタリングの実施

今後、LPガス事業者による商慣行是正に向けた積極的な取組を促していくためにも、規制当局による取り締まりのみならず、**有識者や消費者等の関係者が、本WG又はLPガス地方懇談会といった公開の場で、LPガス事業者の取組等、商慣行改革の動向について監視・モニタリングしていくことが必要**である。

公開モニタリングの場では、例えば、以下のような内容を確認・議論していくことが考えられる。

- ✓ **通報フォームに寄せられた情報を集約・構造化した内容**
- ✓ **「商慣行見直しに向けた取組宣言」の取組状況**
- ✓ **大手LPガス事業者による商慣行是正に向けた取組状況（公開ヒアリング等）**
- ✓ **フォローアップ調査の結果**
- ✓ **関係省庁と連携した取組状況**

公開の場で様々な関係者が、LPガスの商慣行改革の動向を確認・議論していくことは、**市場関係者による相互監視を通じた違法行為への抑止力**にもつながり、また、**市場監視機能を高めるという観点からも有益**である。今回の商慣行改革を着実に推し進めていくためにも、**当分の間、市場監視・モニタリングを継続していく必要**がある。

また、当該議論を通じて、更なる改革・制度見直しの要否を検討していくことも期待される。

1. 問題の所在

～ いわゆる「無償貸与」や「貸付配管」と“消費者被害”
と呼ばれる課題

2. 制度改正の内容

- ・ 3つの課題と3つの改革、改革の狙い
- ・ 取引適正化ガイドラインの概要

3. 実効性確保策

- ①通報フォーム、②執行体制整備、
- ③関係省庁との連携（不動産関係者や消費者への対応）
- ④自主取組宣言、
- ⑤市場監視・モニタリング

4. よくある質問に対する考え方

<よくある質問に対する考え方①> ※パブリックコメントに対する回答も参照。

【施行前（2024年7月2日より前）に締結した無償貸与契約の取扱い】

（１）自動更新条項

- ✓ 更新期日以降の契約は「新規」扱いとなり、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。
※ 消費者に対するLPガスの販売契約についても、更新期日以降の契約は「新規」扱い。
- ✓ 既存契約であっても、三部料金制との関係では規制されうる。すなわち、無償貸与等に係る費用（設備費用）の外出し表示等の対象となる。LPガス料金に当該費用が含まれていない（該当なし、0円）とする場合、客観的な根拠による説明ができるようにしておく必要あり。

（２）施行前に締結したフリーメンテナンス契約

- ✓ 施行前の行為については、過大な営業行為の制限に係る規律の対象外だが、三部料金制との関係では、上記（１）のとおり、規制されうる。
- ✓ 過去に行った行為であったとしても、それがLPガス消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした契約等については今後見直していくことが望ましい。

（３）無償貸与契約の引き継ぎ（オーナーチェンジの場合、LPガス事業者を切替える場合）

- ✓ 名義変更や引き継ぎ時点で「新規」扱いとなり、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。例えば、「残存簿価での買取による引き継ぎ」も、LPガス消費者との契約確保を目的として過大になされるかどうかで判断することとなる。
- ✓ 加えて、三部料金制との関係でも、上記（１）のとおり、規制されうる。

<よくある質問に対する考え方②> ※パブリックコメントに対する回答も参照。

【無償貸与契約と過大な営業行為の制限に係る規律との関係】

(4) オーナー等に対する無償貸与に係る設備等の費用をLPガス料金に計上していなければ問題ない? ⇒ ×

- ✓ LPガス料金に計上しているかどうかにかかわらず、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。三部料金制との関係でも外出し表示は必須。その上で、客観的な根拠により説明可能としておく必要。

(5) ガス器具の無償貸与は可能だが、エアコン等ガス消費と関係のない設備貸与は禁止される? 戸建て住宅向けであれば、ガス器具の無償貸与は問題とならない? ⇒ ×

- ✓ ガス器具であれ、ガスと関係のない設備であれ、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。戸建てであれ、賃貸であれ、ガス器具の無償貸与は、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。*いずれも、LPガス消費者との契約確保を目的として過大になされるかどうかで判断。

【三部料金：施行日（2025年4月2日）以前に締結したLPガス販売契約（既存契約）の扱い】

(6) 既存のLPガス販売契約であれば、設備料金を外出し表示しなくても良い? ⇒ ×

- ✓ 既存契約であれ新規契約であれ、施行日以降は設備料金の外出し表示は必須。その上で、無償貸与に要した費用（設備費用）がLPガス料金に含まれていない（該当なし、0円）とする場合、客観的な根拠により説明可能としておく必要。

(7) 既存のLPガス販売契約の契約期間満了前に契約者が転居し、別の者が入居した。既存契約の契約期間内であれば設備料金の外出し表示のみで良い? 自動更新条項付きの既存契約についても同様? ⇒ ×

- ✓ 別の者が入居し契約相手が変わった時点で「新規」扱いとなり、設備費用の外出し表示に加え、エアコン等の設備費用の計上禁止の対象となる。更新期日以降の契約も「新規」扱いとなり、計上禁止規定の対象となる。

<よくある質問に対する考え方③> ※パブリックコメントに対する回答も参照。

【三部料金：設備料金を「該当なし」等と記載している場合】

(8) 設備費用をLPガス料金で回収していたとしても、「該当なし」「0円」とすればわからないのではないか。

- ✓ 無償又は安い価格で設備提供等をしている場合、LPガス消費者からその費用を回収していると考えられる。このため、LPガス料金に当該費用が含まれていない（該当なし、0円）とする場合は客観的な根拠による説明を求める。

(9) 設備料金を「該当なし」としている物件をLPガス事業者が引き継ぐ場合において、貸与設備の残存価格による買取を求めることは問題ではないか。

- ✓ LPガス事業者による「残存価格による買取」は、その時点で、①LPガス消費者との販売契約の獲得を目的として過大になされるものであったり、②当該買取りに係る費用が違約金に含まれるなどして高額となり、LPガス事業者の切替えを不当に制限する場合は、過大な営業行為に係る規律との関係で問題となる。
- ✓ 三部料金制に係る規律との関係では、設備費用の外出し表示や計上禁止規定の対象となる。

(10) 企業の自助努力により給湯器を無償貸与し、LPガス料金として請求しないということも禁止されるのか。

- ✓ 給湯器の無償貸与についても、過大な営業行為の制限に係る規律の対象（過大な営業ではない等、対外的に根拠をもって説明でき、第三者から妥当と評価されるようにしておく必要）。
- ✓ LPガス料金を請求する場合、設備費用の外出し表示は必須。その上で、無償貸与に要した費用がLPガス料金に含まれていない（該当なし、0円）とする場合、客観的な根拠により説明可能としておく必要。

<よくある質問に対する考え方④> ※パブリックコメントに対する回答も参照。

【その他】

- **ガス消費配管の所有者がオーナーであれば許可なく緊急対応できなくなってしまうのではないか。**
 - ✓ LPガス事業者には、法律で保安業務を行う義務が課されており、ガス消費配管の所有権が他者になったとしても、その義務に変わりはない。
- **ガス警報器の扱い**
 - ✓ ガス警報器については、LPガス器具等LPガスを消費する場合に用いられるものとして設備料金に含めるというのが一義的な整理。
 - * 賃貸集合住宅の場合であっても、消費者との間で「消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合」は、設備料金として計上することは可能。
 - ✓ 他方、ガス警報器については、消費者に設置義務がある場合があることに加え、ガス給湯器やガスコンロ等、LPガスを消費して利用する設備や機器とは異なり、LPガス利用者やその隣接住民等をガス事故から護るために、保安上必要なものとして、LPガスの安全・安心な供給に寄与するものといえる。このため、専ら保安のために用いられる警報器の費用については、供給設備や設備点検等の固定的な費用と同様に基本料金に含めることも差し支えないと考える。
- **対外的な説明根拠等**
 - ✓ 例えば、1) 都市ガスや電気など他の事業分野の事例を参考に、当該営業行為の妥当性を説明する、2) オーナー等に対する利益供与がどのようにLPガス料金の低減につながっているのか、継続的な料金低減が可能なのか等について一定の根拠に基づき説明（例えば、経理的な決算書や帳簿等に基づき説明）することが考えられる。
 - ✓ LPガスを巡る商取引とは関係のない第三者からも妥当であると評価されるよう説明責任を果たしていくことが求められる。そのためにも、各事業者において、独自に判断基準を定めておくことが、社内体制整備の一環としても有益。

<無償貸与設備の引き継ぎについて>

- ※ 無償貸与契約の引き継ぎ（オーナーチェンジの場合、LPガス事業者を切替える場合）についての質問が数多く寄せられている。ガイドライン改正案のパブリックコメントとしても、複数の意見が寄せられたところ、改めて考え方を整理すると、以下のとおり。
- ✓ オーナー等との無償貸与契約については、名義変更や契約の引き継ぎ時点で「新規」扱いとなり、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。
- ✓ 例えば、無償貸与した設備について、「残存簿価で買い取ることによる引き継ぎ」については、
 - 1) LPガス消費者との契約確保を目的として過大になされる場合や、
 - 2) 当該買取りに係る費用が違約金に含まれるなどして高額となり、LPガス事業者の切替えを不当に制限する場合は、
過大な営業行為の制限に係る規律との関係で問題となりうる。
- ✓ 加えて、三部料金制に係る規律との関係においても、設備費用の外出し表示や計上禁止規定の対象となる。
- ✓ 特に2025年4月2日以降に締結される、消費者とのLPガス販売契約においては、LPガス料金として設備費用を計上することは原則禁止となる。LPガス料金では費用回収ができなくなることも考慮した上で、貸与設備を買い取るかどうかについて判断する必要あり。
- ✓ なお、無償貸与等を行っている場合であってLPガス料金に設備費用が含まれていない（該当なし、0円）とする場合は、規制当局として、その根拠を確認していく方針。

<無償貸与以外の利益供与について>

- ※ いわゆる「無償貸与」以外の利益供与についての質問も多数寄せられているところ、改めて考え方を整理すると、以下のとおり。
- ✓ 今回の制度改正では、賃貸集合住宅のオーナーに対する利益供与のみならず、戸建て住宅や飲食店等の業務用案件を巡る利益供与についても規律の対象。
- ✓ 無償貸与以外の利益供与としては、ガイドラインでも、様々な形態が該当することを既に説明済み。
＜取引適正化ガイドライン(抜粋)＞
“利益の供与には、設備の無償貸与や安値提供、フリーメンテナンスサービス等の物品・サービスの提供に加え、紹介料等の名目による切替え手数料の支払い、回収代行手数料等の名目によるLPガス料金の一部のキックバック、LPガスボンベ置き場の賃借料や広告宣伝費等の名目による金銭的な利益の提供が含まれる”
- ✓ パブリックコメントでは、例えば、①LPガス事業者の切替え時に、消費者の代理人となって切替え交渉を行う業務や、消費者による訴訟費用を負担する行為、②1円給湯器（安値販売）、③給湯器等の設置工事費等が過大な営業行為の制限に係る規律との関係で問題となるかとの質問があったが、共通する考え方としては以下のとおり。
 - ・上記いずれの例であっても、
 - 1) LPガス消費者との契約確保を目的として過大になされる場合や、
 - 2) 当該買取りに係る費用が違約金に含まれるなどして高額となり、LPガス事業者の切替えを不当に制限する場合は、過大な営業行為の制限に係る規律との関係で問題となりうる。
 - ・ 違法性の判断に際しては、取引の内容や影響など様々な要素を総合的に勘案することとなるが、例えば、LPガス販売契約の切替えを長期にわたって阻むこととなるかどうかは重要な考慮要素。
- ✓ 今後、通報フォームに寄せられた情報や各種調査結果等を活用し、WG等の公開の場で、市場監視・モニタリングを実施していくこととしている。その場での議論や、個別事案の判断事例の積み重ね等も踏まえて、問題となる行為の考え方や具体例を提示していく（ガイドラインにも適時反映）。

<貸付配管と新たな規律との関係>

- ※ いわゆる「貸付配管」と新たな規律との関係についても事業者間で認識が異なる等、各種質問が寄せられているところ、改めて考え方を整理すると、以下のとおり。
- ✓ いわゆる「貸付配管」については、消費者によるLPガス事業者の選択を阻害しうるものであることから、今後の新規契約においては、建物所有者と配管所有者を一致させ、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことが大前提。
※ガイドラインでも「望ましい行為」として位置づけ。
- ✓ その上で、新たな規律との関係を整理すると、ガス配管について、
 - 1) 当該設備の貸与契約等が、LPガス消費者との契約確保を目的として過大になされる場合や、
 - 2) 当該設備の貸与契約等に、高額な違約金規定や当該設備の高額な買取り条項等が含まれており、消費者によるLPガス事業者の選択を不当に制限するような場合は、過大な営業行為の制限に係る規律との関係で問題となりうる。
- ✓ 加えて、三部料金制に係る規律との関係においても、設備費用の外出し表示や計上禁止規定の対象となる。
- ✓ 以上の規律により、いわゆる「貸付配管」をめぐる課題については、一定の改善が期待される。
- ✓ なお、当分の間、貸付配管をめぐる取組状況や課題の有無等についてモニタリングを継続し、例えば3年後（2027年）を目途として、制度上の対応の要否を検討していく方針。

事務連絡
令和6年7月12日

ガス小売事業者各位

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

ガス小売事業者が行う設備等の無償提供等について（周知）

今般、L P ガスの商慣行是正に向け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和6年経済産業省令32号）が令和6年4月2日に公布され、そのうち、液化石油ガス販売事業者による過大な営業行為の制限を含む一部が、同年7月2日に施行されたところです。これを踏まえ、下記について周知いたします。

記

別添の「適正なガス取引についての指針」に記載のとおり、ガス小売事業者が、競争者の新規参入を阻止するために通常需要家が負担している設備等を無償で提供するなど、正常な商慣習に照らして不当な利益をもって自己と取引するように誘引する行為は、独占禁止法上違法となるおそれがあります。また、当該行為は、ガス小売事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあり、ガスの適正な取引の確保の観点からも問題となる可能性があります。

なお、別添の「ガスの小売営業に関する指針」に記載のとおり、ガス導管事業者に対して支払った工事費等をガス料金に含めて回収する場合には、需要家への請求書等に当該工事費等の相当額を記載することが望ましいこと、供給条件の説明義務（ガス事業法第14条第1項）の内容として、「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用」（同法施行規則第13条第1項第8号）がガス料金に含まれる場合にはその旨を明示する必要があることなどにも御留意ください。

ガス小売事業者の皆様におかれましては、引き続き、ガスの適正な取引の確保に向けて、関係法令等の遵守をお願いいたします。

以上

<オーナーや不動産管理会社から利益供与を求められた場合>

(質問例) 2024年7月2日より前に締結された無償貸与契約等(既存契約)に基づき、ガス給湯器等の貸与設備の交換をLPガス事業者負担で行うことを求められた。負担しない場合はLPガス事業者を切り替えると言われているが、どうすれば良いか。

- ✓ まずは、取引先となる不動産関係者に対し、今回の制度改正の内容について、例えば以下の文書等をもとに説明し、商慣行是正に向けた取組への理解と協力を求めることが重要。
 - 令和6年5月17日付け文書：国土交通省から、不動産関係業界に対し、LPガス事業者に液石法違反に該当する利益供与を求めるとは行わないよう通知が発出されていること。
 - 液石法施行規則第16条第15号の9において、
 - ・ 賃貸物件においては、ガス給湯器などガス消費設備等に係る費用は、建物所有者が本体負担すべきものとの趣旨が盛り込まれていること。
 - ・ 加えて、賃貸物件に係るLPガス販売契約においては、ガス給湯器等の設備の交換に要した費用は、LPガス料金として請求することは禁止されること。
 - 資源エネルギー庁が策定した「取引適正化ガイドライン」において、“オーナー等に対する利益供与行為については一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい”とされていること。
- ✓ その上で、LPガス事業者においては、
 - ① 当該設備交換に応じることが、過大な営業行為に該当しないと対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるかどうか、
 - ② 2025年4月2日以降に締結される、賃貸物件に係るLPガス販売契約においては、ガス給湯器等の設備であっても、その交換に要した費用をLPガス料金に上乗せして回収することはできなくなる点について十分考慮した上で、適切に判断いただきたい。
- ✓ なお、取引適正化ガイドラインにあるとおり、資源エネルギー庁としては、“オーナー等に対する利益供与行為については(過大かどうかに関わらず)一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい”というスタンス。
- ✓ 懸念される動きについては個別具体的に情報提供いただきたい。いただいた情報等も踏まえ、国土交通省等とも連携しつつ、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けた環境整備に取り組んでいく。

【参考】関係条文①（液石法）

（基準適合義務等）

第十六条（略）

- 2 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める基準に従って液化石油ガスの販売（販売に係る貯蔵を含む。次項、第二十条第一項、第二十一条第一項及び第八十七条第二項において同じ。）をしなければならない。
- 3 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設又は販売の方法が第一項の経済産業省令で定める技術上の基準又は前項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように貯蔵施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従って液化石油ガスの販売をすべきことを命ずることができる。

（勧告等）

- 第十七条 経済産業大臣は、液化石油ガス販売事業者の事業の運営が適正を欠いているため、液化石油ガスによる災害の発生の防止又は一般消費者等の利便の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、産業構造審議会の意見を聴いて、当該液化石油ガス販売事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、液化石油ガス販売事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（登録の取消し等）

第二十六条 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～三（略）

四 第十三条第二項、第十四条第二項、第十六条第三項、第十六条の二第二項又は第二十二條の規定による命令に違反したとき。

五～七（略）

第一百条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

一の二 第十六条第一項又は第二項の規定に違反した者

二～十五（略）

【参考】関係条文②（液石法施行規則） 1/2

（販売の方法の基準）

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十五 （略）

十五の二 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、当該一般消費者等に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示し、又は当該施設又は建築物の所有者等を通じて当該料金表等を提示するよう努めること。

※ LPガス料金等の情報提供に係る規律（入居希望者から直接要請があった場合における情報提供義務、不動産関係者を通じた情報提供努力義務）

十五の三 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該施設又は建築物の所有者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。

※ 過大な営業行為の制限に係る規律①（賃貸物件における正常な商慣習を超えた利益供与の禁止）

十五の四 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該一般消費者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。

※ 過大な営業行為の制限に係る規律②（消費者所有物件における正常な商慣習を超えた利益供与の禁止）

十五の五 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該施設又は建築物の所有者等との間で、当該施設又は建築物の入居者である一般消費者等が液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した貸与契約等を締結しないこと。

※ 過大な営業行為の制限に係る規律③（賃貸物件におけるLPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約等の締結禁止）

十五の六 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等との間で、液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した液化石油ガスの販売契約等を締結しないこと。

※ 過大な営業行為の制限に係る規律④（消費者所有物件におけるLPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約等の締結禁止）

【参考】関係条文③（液化石油法施行規則） 2/2

十五の七 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用を請求するときは、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その料金その他の一般消費者等の負担となる費用の算定根拠を通知すること。

※ 三部料金制の徹底に係る規律①（LPガス料金を請求する場合、基本料金、従量料金、設備料金に分けて通知する義務（設備費用の外出し表示の徹底））

十五の八 一般消費者等に対し、消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外の費用を消費設備の貸与等に係る費用として請求しないこと。

※ 三部料金制の徹底に係る規律②（LPガス消費とは関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止）

十五の九 液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等と消費設備が設置された施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金を請求するときは、当該施設又は建築物の所有者が本来負担すべき消費設備の貸与等に係る費用を請求しないこと。ただし、液化石油ガス販売事業者と当該一般消費者等との間で消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合は、この限りでない。

※ 三部料金制の徹底に係る規律③（賃貸物件のLPガス料金においては、LPガス消費に係る設備費用についても計上禁止）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第十六条第十五号の七から第十五号の九までの改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

※ 過大な営業行為の制限及びLPガス料金等の情報提供に係る規律の施行期日：令和6年（2024）年7月2日

※ 三部料金制の徹底に係る規律の施行期日：令和7（2025）年4月2日

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の第十六条第十五号の八及び第十五号の九の規定は、この省令の施行の日前に締結された液化石油ガス販売契約については、適用しない。

※ 三部料金制の徹底に係る規律の施行期日前に締結されたLPガス販売契約（既存契約）に係る料金については、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示のみ求める。

第三条 液化石油ガス販売事業者は、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定を踏まえ、必要な液化石油ガス販売契約の更新を速やかに行うよう努めるものとする。

※ 契約更新により新制度に対応したLPガス料金に早期移行する努力義務

【参考】関係条文④（運用・解釈通達） 1/2

第13条（書面等の記載事項）関係

1. 第5号中「価格の算定方法」とは、どれだけの量の液化石油ガスを使用した場合に、どれだけの価格を請求されるか、その価格の計算方法（例えば、「料金＝基本料金＋従量料金×使用した量＋設備料金」等）のことである。なお、液化石油ガスと他の商品や役務をセットにして販売する場合でも、液化石油ガス料金の額の算定方法について記載する必要がある。ただし、この場合において、セット販売による割引が液化石油ガス料金と他の商品や役務の料金との合計額に適用されるなど、割引額の液化石油ガス料金への配分金額を明示することができないときは、これを記載する必要まではない。

「算定の基礎となる項目」とは、規則第16条第15号の7に規定する消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用等、計算の基礎となる金額に相応する項目のこと（例えば、基本料金：〇〇円、従量料金：1 m³当たり〇〇円、設備料金：〇〇円等）。

なお、例えば戸建て（建物所有者と一般消費者等が同一である場合）において、液化石油ガス販売事業者の費用負担により、消費設備に係る配管、給湯設備その他の建物に付随する消費設備等を設置し、当該設備等の設置費用を液化石油ガスの料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で明確に記載すること。ただし、液化石油ガス販売事業者が所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合の費用については、第8号に基づき別途記載してもよい。

「算定の基礎となる項目についての内容の説明」とは、基本料金・従量料金・設備料金にはどのような費用が含まれるか（例えば、基本料金は、ボンベ・メーター等の固定費を回収するものである等）についての簡明な記載のこと。コスト計算等詳細な記載を要求するものではない。

第16条（販売の方法の基準）関係

1. （略）

2. 第15号の2中「液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合」とは、主に賃貸集合住宅の場合のこと。第15号の3、第15号の5及び第15号の9において同じ。

本規定は、一般消費者等と賃貸集合住宅の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、賃貸集合住宅の所有者や管理会社等を通じて、当該賃貸集合住宅の液化石油ガスの供給に係る料金表等が一般消費者等に対して提示されるようにすることを液化石油ガス販売事業者の努力義務としている一方で、一般消費者等から直接当該賃貸集合住宅の液化石油ガス料金の情報提供等の要請があった場合は、液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示することを義務づけるものである。

【参考】関係条文⑤（運用・解釈通達） 2/2

3. 第15号の4中「液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合」とは、主に戸建て（一般消費者等が所有する物件）の場合のこと。第15号の6において同じ。
4. 第15号の7に基づき、一般消費者等に液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用（以下「液化石油ガス料金等」という。）を請求するときには、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その算定根拠を当該一般消費者等に通知することとされているが（基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制）、ここでいう算定根拠には、法第14条に基づき当該一般消費者等に交付した書面に記載されている規則第13条第5号に定める「算定の基礎となる項目」ごとの金額及び液化石油ガスの使用量並びに同条第8号に定める消費設備に係る費用の額を記載すること。
一般消費者等に対する算定根拠の通知は、当該一般消費者等に液化石油ガス料金等を請求するごとに通知する必要がある。
また、一般消費者等に算定根拠を通知する方法については、原則として請求書等の書面等に記載して通知することとするが、一般消費者等が書面等以外の方法により通知することを承諾した場合には、当該承諾した方法（口頭による通知は除く）により通知することとする。なお、一般消費者等が書面等以外の方法により通知することを承諾した場合には、液化石油ガス販売事業者は、その旨を記載した書面等に当該一般消費者等の認印を貰う等、客観的に認識できる方法により確認を行うことが必要である。
5. 第15号の8中「消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外」とは、液化石油ガスに係る消費とは関係のない空調等の設備の設置等の費用のこと。ここでいう「消費設備」とは、法第2条第5項に基づく「液化石油ガスに係る消費のための設備」であり、液化石油ガスに係る消費とは関係のない空調等の設備の設置等の費用は、液化石油ガス料金等を含めて請求してはならない。
6. 第15号の9のただし書きにある「消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合」とは、規則第13条第5号に定める「算定の基礎となる項目についての内容の説明」で明記した上で、主にガス漏れ警報器の貸与料金を液化石油ガス料金等を含めて請求する場合等が該当する。

7～9.（略）

【参考】関係条文⑥（ガイドライン） 1/3

1. 目的

平成28年4月に電力の小売事業が自由化され、平成29年4月には都市ガスの小売事業も自由化された。消費者は各事業者が供給するエネルギーの価格やサービス等を比較考量し、自らが使用するエネルギーや供給を受ける事業者を自由に選択することとなり、エネルギー間の垣根を越えた競争が激化している。

LPガスは、全国総世帯の約4割で使用されるなど、国民生活を支える重要なエネルギーであり、また、災害時においては被災地を支える「最後の砦」となるエネルギーとして重要な役割を担っているが、消費者からは小売価格の不透明性や取引方法に対する問題点が指摘されている。

家庭等で使用される全てのエネルギーが自由化された中、LPガスが今後とも一般消費者等から選択されるエネルギーとなり、国民生活を支えるエネルギーの一翼を担うためには、LPガス事業者が液石法等の関係法令を遵守することはもちろん、一般消費者等からの問題点の指摘に真摯に対応していくことが必要である。

このため、資源エネルギー庁では、平成28年2月に総合資源エネルギー調査会の下に「液化石油ガス流通ワーキンググループ」を設置し、LPガス料金の透明化等に向けた検討を行い、同年5月に報告書がとりまとめられた。また、令和5年3月から、いわゆる無償貸与や貸付配管といった商慣行を背景に、LPガスの消費者が不利益を被っている状況を是正すべく検討を行い、令和6年4月に報告書がとりまとめられた。

本指針は、上記報告書等を踏まえ、LPガスが今後とも消費者から選択されるエネルギーとなるため、液石法等の関係法令の遵守及び自主的な取組を促すための考え方や具体例を含めた、LPガス販売事業者が留意すべき事項をまとめたものであり、これによって、消費者の保護の充実を図り、消費者が安心してLPガスの供給を受けられる環境を整備するとともに、LPガス販売事業の健全な発展に資することを目的とするものである。

なお、どのような行為等が液石法等との関係で問題となるかについては、取引の内容や影響など、様々な要素を総合的に勘案し、個別に判断することが求められるものであり、それをあらかじめ網羅的に示すことは困難である。したがって、今後、本指針の趣旨・内容を勘案して個々の事案に対応し、その判断の積み重ねが本指針の内容をより一層明確にしていくことになると考えられる。本指針については、今後のLPガスの取引の実態や消費者との取引を巡るトラブルの発生状況等を踏まえつつ、適時適切に見直しを行っていくこととする。

2. 用語の定義

- ・液石法：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- ・液石法施行規則：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
- ・LPガス販売事業者：液石法第3条の登録を受けた液化石油ガス販売事業者
- ・消費者：液石法第2条第2項に定める一般消費者等
- ・LPガス：液石法第2条第1項に定める液化石油ガス

3. LPガス事業者が留意すべき事項

(1) 標準的な料金メニュー等の公表

LPガス販売事業者は、消費者が料金水準の適切性を判断しやすくなるよう、自社の標準的な料金メニュー（例えば、LPガスの一定使用量ごとに発生する料金や使用量に係わらず発生する基本的な料金等）及び消費者による平均的な使用量に応じた月額料金例（以下「標準的な料金メニュー等」という。）を公表する必要がある。

公表にあたっては、戸建て住宅と集合住宅で標準的な料金メニューが異なる場合はそれぞれの標準的な料金メニューを公表する必要があり、従量単価がそれぞれで異なる場合は、消費者等からの照会に対し、適切に回答する必要がある。標準的な料金メニュー等の公表は、不特定多数の消費者が自由に閲覧できるよう、自社のホームページを有する者は当該ホームページに、それ以外の者は店頭の見えやすい場所に掲示するなどの方法により行う必要がある。

また、実際には適用されていない料金メニューを、標準的な料金メニュー等として公表する場合には、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）で禁じている不当表示となるおそれがあることに留意が必要である。

なお、標準的な料金メニュー等の公表に取り組んでいるLPガス事業者は、消費者が安心してLPガス事業者を選択できる環境の整備に貢献しているものと認められる。

(2) 賃貸集合住宅等の入居希望者に対するLPガス料金等の情報提供

賃貸集合住宅等においては、その構造上、入居者たる消費者は、オーナーや不動産管理会社等（以下「不動産関係者」という。）が選定したLPガス事業者としか契約できないという制約がある。

このため、LPガス事業者は、消費者がLPガス料金等の情報を知った上で入居することができるよう、以下の事項に取り組み、当該不動産関係者から適切に情報提供されるようにする必要がある（液石法施行規則第16条第15号の2）。

- ① 日頃から、当該住宅のLPガス料金表等の情報を不動産関係者に提供すること
- ② 不動産関係者に情報提供した料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を再度提供すること
- ③ 不動産関係者から情報提供した料金について問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること

また、消費者から直接LPガス料金等の問い合わせがあった場合は、それに応じなければならない（液石法施行規則第16条第15号の2）。

なお、不動産関係者に対し、当該住宅のLPガス料金表ではなく、標準的な料金メニューを提示することは問題となりうる。

【参考】関係条文⑥（ガイドライン）2/3

（3）賃貸集合住宅等のオーナーや消費者等に対する過大な営業行為の制限

ア）正常な商慣習を超えた利益供与の制限

LPガス事業者は、消費者との契約締結を目的として、賃貸集合住宅等のオーナー等又は戸建住宅の消費者に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与してはならない（液石法施行規則第16条第15号の3及び第15号の4）。

この規定は、いわゆる「無償貸与」など、消費者とのLPガス販売契約の確保を目的として、オーナー等や消費者に対して過大な利益供与を行うという商慣行そのものを是正することで、消費者がLPガス事業者を選択しやすい環境を整備する趣旨から設けられたものである。

利益の供与には、設備の無償貸与や安値提供、フリーメンテナンスサービス等の物品・サービスの提供に加え、紹介料等の名目による切替え手数料の支払い、回収代行手数料等の名目によるLPガス料金の一部のキックバック、LPガスボンベ置き場の賃借料や広告宣伝費等の名目による金銭的な利益の提供が含まれる。

例えば、以下の行為を行うことは問題となりうる。

① 賃貸集合住宅等のオーナー等に対して、LPガス事業者を切替える条件として、設備の無償貸与、当該設備のフリーメンテナンス、入居者たる消費者紹介にかかる謝礼金やLPガスボンベの設置スペースの賃借料の支払い等、様々な名目により利益供与を行うこと

② 消費者に対して値上げありきの安価なLPガス料金を提示すること

また、賃貸集合住宅等のオーナー等に対する継続的な利益供与（例えば、フリーメンテナンス契約、LPガスボンベ置き場の賃借料の支払い、LPガス料金の一部のキックバック、広告宣伝費の支払い等）であってそれが過大な場合は、LPガス事業者の切替えを長期にわたって阻害する効果を有し、消費者に対する高額で不透明なLPガス料金請求につながるおそれも高くなる点に留意する必要がある。

なお、LPガス事業者の切替え営業を代行する事業者等が、LPガス事業者との契約に基づき代理で営業を行っている場合において、当該代理事業者による営業行為が問題となったときは、その責任はLPガス事業者自身が負うこととなる。

LPガス事業者は、個々の営業行為について、他の事業分野の事例も参考にしつつ、正常な商慣習を超えた利益供与ではない、LPガス料金の低減に資する行為である等、対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるようにしておく必要がある。

なお、賃貸集合住宅等のオーナー等に対する利益供与行為が、事業者間の健全な競争を阻害し、消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした利益行為については、過大なものかどうかにかかわらず、一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい。

イ）LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結の禁止

LPガス事業者は、賃貸集合住宅等のオーナー等又は戸建住宅の消費者との間で、消費者によるLPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約を締結してはならない（液石法施行規則第16条第15号の5及び第15号の6）。

この規定は、消費者がLPガス事業者を選択しやすい環境を整備する趣旨から設けられたものである。

例えば、オーナーや消費者との設備貸与契約やその他契約において、以下の条件を設ける等により、消費者によるLPガス事業者の選択を不当に阻害することは問題となりうる。

① 契約の解除を一切もしくは長期間許容しない期間や条件を設けること

② 契約の解除に関して、月々のLPガス料金に照らして高額な違約金規定や貸与設備等の買取条項や返金条項を設けること

③ 消費者からの申出がない限り契約期間終了時に契約を自動的に更新するという契約において、更新を拒否できる期間を極めて短い期間とすること

また、賃貸集合住宅等のオーナー等に対する継続的な利益供与は、LPガス事業者の切替えを長期にわたって阻害する効果を有する点、LPガス事業者の切替え営業を代行する事業者や契約の仲介を行う事業者に対して支払う報酬が、LPガス販売契約の違約金に含まれるなどして高額となり、結果としてLPガス事業者の切替えを阻害する効果を有する点に留意する必要がある。

LPガス事業者は、個々の契約等の条件について、他の事業分野の事例も参考にしつつ、LPガス事業者の切替えを不当に制限するものではない等、対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるようにしておく必要がある。

なお、消費者からのLPガス販売契約の解除や契約の自動的な更新を拒否する申出に応じない、若しくはそれらの手続の方法を明示しないなど、消費者によるLPガス事業者の選択を阻害する行為をすることは適切ではない。

また、いわゆる「貸付配管」は、消費者によるLPガス事業者の選択を阻害しうるものであることから、今後の新規契約においては、建物所有者と配管所有者を一致させ、貸付配管を行わない方向で取り組んでいくことが望ましい。

【参考】関係条文⑥（ガイドライン）3/3

（4）三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

LPガス事業者は、消費者に対してLPガス料金を請求するときは、基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金に整理した上で、その算定根拠を通知しなければならない（設備費用の外出し表示）（液石法施行規則第16条第15号の7）。

また、エアコンやインターホン等、ガス消費とは関係ない設備費用をLPガス料金に計上してはならない（液石法施行規則第16条第15号の8）。

さらに、賃貸集合住宅等において、当該住宅のオーナー等が、ガス配管（消費配管）、給湯器、エアコン等の設備を設置する場合、それらの費用は家賃として回収されるべきものであり、LPガス料金として費用計上することは適切ではない。このため、賃貸集合住宅等においては、ガス消費に用いられる設備の費用であっても、当該費用をLPガス料金に計上してはならず（液石法施行規則第16条第15号の9）、請求書への記載に当たっては、三部料金にした上で、設備料金を「該当なし（又は0円）」とする必要がある。

これらの規定は、不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化していく趣旨から設けられたものである。

LPガス料金に設備費用が含まれていない（設備料金を該当なし又は0円）とする場合、対外的に説明ができるようにしておく必要がある。特に、賃貸集合住宅等のオーナー等に対して無償で設備貸与等を行っている場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収していると考えられることから、客観的な根拠により当該費用を含めていないと説明できるようにしておく必要がある。

なお、2025年4月2日時点で締結済みのLPガス販売契約については、設備費用の外出し表示が求められる一方で、設備費用の計上禁止に係る規律は適用されないが（令和6年改正液石法施行規則附則第2条）、消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応した料金へと早期に見直ししていくことが望ましい（令和6年改正液石法施行規則附則第3条）。

（5）液石法第14条に定める書面等を交付するときの説明

LPガス事業者は、消費者がLPガスの供給を受けることで負担することとなる費用を巡るトラブルを未然に防止するため、消費者に対して液石法第14条に定める書面等を交付するときに、当該書面等に記載されている事項のうち次の事項について説明を行うことが必要である。

なお、消費者からの求めにより、液石法第14条に定める書面等を交付するときに説明を行うことができない場合には、当該書面等を交付した後に説明を行うことは許容される。

また、LPガス事業者は、消費者との間で説明を受けたかどうかを巡ってトラブルになることを防止するため、LPガス事業者から説明を受けた旨を、消費者による署名等が付された書面等により確認することが必要である。

＜説明事項＞

- ① 液石法施行規則第13条第5号に定める事項
- ② 液石法施行規則第13条第6号に定める事項
- ③ 液石法施行規則第13条第7号に定める事項
- ④ 液石法施行規則第13条第8号に定める事項
- ⑤ 液石法施行規則第13条第9号に定める事項

（6）料金を変更する際の消費者に対する事前通知

LPガス事業者は、消費者と締結したLPガス販売契約に基づくLPガスの販売価格を変更する場合には、原則として変更後の販売価格の適用が開始される日の1か月前まで（販売価格を引き下げの場合及びあらかじめ消費者との間でLPガスの使用量に応じて発生する料金をLPガスの輸入価格等の変動に応じて変更する旨の契約を締結し当該契約に基づいて当該料金を変更する場合には、遅くとも変更後の販売価格の適用が開始される日の前まで）に、消費者に対して、検針票又は請求書等に変更後の販売価格及び変更する理由を記載して通知するか、検針票又は請求書等に変更後の販売価格及び変更する理由を記載した書面等を添付して通知する必要がある。

なお、消費者に対し変更後の販売価格及び変更の理由を通知する際には、変更前の販売価格と変更後の販売価格が比較できるよう、例えば、変更前の販売価格と変更後の販売価格の両方を記載する、変更後の販売価格を記載し変更前の販売価格と比べて「〇〇円の値上げ」又は「〇〇円の値下げ」と記載するなどした上で、変更後の販売価格の文字を変更前の販売価格の文字や周囲の文字よりも大きくするか、変更後の販売価格の文字の色を変更前の販売価格の文字の色や周囲の文字と異なる色にするなどして、消費者が変更後の販売価格を容易に判別できるよう記載する必要がある。

（7）苦情及び問合せへの適切かつ迅速な処理

LPガス事業者は、集合住宅入居予定者を含め、消費者から寄せられるLPガスの料金その他の取引に係る苦情及び問合せに対して、適切かつ迅速に処理する必要がある。このため、LPガス事業者は、消費者から寄せられた苦情等の記録簿（苦情等の受付日、内容及び処理状況等を記録したものであれば記録媒体は問わない）を作成し処理状況を管理する必要があるとともに、苦情等を適切かつ迅速に処理できるよう、例えば苦情等の受付窓口を設けるなど、必要な体制を整備することが望ましい。

なお、記録簿については苦情等への処理状況を適切に管理する必要があるため、苦情等が寄せられ対応した日から最低でも1年は保存することが望ましい。ただし、1年以上保存することを妨げるものではない。（液石法第81条（液石法施行規則第131条）で定める帳簿については法令に従って適切に管理してください。）